

# 第4次掛川市 男女共同参画行動計画

性別にかかわらず、  
誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川



令和4年3月  
掛 川 市



## はじめに

掛川市では、平成18年に施行した「掛川市男女共同参画条例」を契機に、現在まで3次にわたる「掛川市男女共同参画行動計画」に基づき男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を進めてまいりました。この取組により、掛川市の審議会・委員会等における女性の登用率は40%を超えるものとなっております。



近年、少子高齢化社会、生活の多様化など、市民を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力の増加や女性の雇用・所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識することとなり、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進することが求められています。

このような中、掛川市ではポストコロナ社会におけるまちづくりを進めるため、令和3年度に「第2次掛川市総合計画」の改定を行いました。総合計画では、すべての人に優しく持続可能なまちであり続けるために、国籍、性別、年齢、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、問題解決を図ることとしています。そのため、SDGsをより一層推進し、「誰ひとり取り残されることのない包摂的な社会」を目指しております。この総合計画の理念に基づき、「第4次掛川市男女共同参画行動計画」を策定いたしました。特に、防災分野での男女共同参画の視点、LGBTQへの理解・促進、困難を抱えている人への支援体制などを加え、新たな課題への取組を推進してまいります。

今後も、男女共同参画社会の推進に寄与する組織・団体・企業・学校等との連携・協働、そして市民の皆様と共に歩み、本計画の目指す姿である「性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川」が実現できるよう努めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、御意見、御協力をいただきました掛川市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメント等で御協力いただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

掛川市長 久保田 崇

# 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定にあたって.....               | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                     | 1  |
| 2 計画策定の背景 .....                     | 3  |
| 3 計画の期間 .....                       | 5  |
| 4 計画の位置づけ .....                     | 6  |
| 第 2 章 市の現状と課題.....                  | 7  |
| 1 統計から見える現状 .....                   | 7  |
| 2 アンケートから見える現状 .....                | 14 |
| 第 3 章 計画の基本的な考え方.....               | 35 |
| 1 計画の目指す姿 .....                     | 35 |
| 2 基本目標 .....                        | 36 |
| 3 体系図 .....                         | 38 |
| 第 4 章 施策の展開.....                    | 40 |
| 基本目標 1 誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり .....    | 40 |
| 基本目標 2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり .....     | 49 |
| 基本目標 3 人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり..... | 56 |
| 基本目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実.....  | 67 |

## 参考資料 ..... 71

|    |                                 |     |
|----|---------------------------------|-----|
| 1  | 関係法令 .....                      | 71  |
| 2  | 第4次掛川市男女共同参画行動計画 策定経過 .....     | 91  |
| 3  | 令和3年度 掛川市男女共同参画審議会 委員名簿 .....   | 93  |
| 4  | 令和3年度 掛川市男女共同参画推進委員会 委員名簿 ..... | 94  |
| 5  | 掛川市男女共同参画行動計画策定アドバイザー .....     | 94  |
| 6  | 掛川市男女共同参画行動計画策定委員会 委員名簿 .....   | 95  |
| 7  | 掛川市男女共同参画行動計画策定委員会 作業部会名簿 ..... | 96  |
| 8  | 事務局名簿 .....                     | 97  |
| 9  | 男女共同参画に関する年表 .....              | 98  |
| 10 | 用語解説一覧 .....                    | 105 |



## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義され、その促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとしています。

掛川市では、平成 18 年 4 月に「掛川市男女共同参画条例」を施行し、この条例に基づき、平成 18 年度に「第 1 次掛川市男女共同参画行動計画」、平成 23 年度には「第 2 次掛川市男女共同参画行動計画」を策定しました。また、平成 28 年 4 月に「掛川市男女共同参画条例」を改正、同年度には、「第 3 次掛川市男女共同参画行動計画」を策定し、5 年ごとに見直しをしながら、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点から横断的に推進事業に取り組むとともに、社会的機運醸成や行動変容につながるよう取り組みを積極的に進めてきました。特に、平成 28 年の掛川市男女共同参画条例の改正により、市の設置する委員会の委員の男女比を 50%としたことは、大きな意識改革を図ることができました。

また、地方創生や平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取り組みにより、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではありません。また、ダイバーシティの視点から課題を認識していくことも必要です。

加えて、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大による配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画社会の重要性を改めて認識することになりました。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることがないように、男女共同参画の課題への対応がより一層求められています。

今後は、こうした課題を踏まえ、ダイバーシティ社会の実現に向けて、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、アンコンシャス・バイアスの解消等、家庭・地域・企業等のあらゆる場においての課題を解決することが必要となっています。

こうした現状や国の第5次男女共同参画基本計画や第3次静岡県男女共同参画基本計画を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、「第4次掛川市男女共同参画行動計画」を策定します。



## 2 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年から始まる「国連婦人の 10 年」に続く様々な取組が行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）



## （２）国の動き

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

令和 2 年 12 月 25 日には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた目指すべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画の推進に向けた国及び地方公共団体の責務等を定めています。

令和元年には、「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象は、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されるなど、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

### (3) 静岡県の動き

県は、平成 13 年 7 月に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 15 年にこれに基づく「静岡県男女共同参画基本計画」を、平成 22 年に「第 2 次静岡県男女共同参画基本計画」を策定しました。第 2 次計画は基本計画と実践計画の 2 部で構成されており、計画の実行性を高め、着実な進捗を図るため計画期間の 10 年間で 3 期に分け、具体的な施策や数値目標を盛り込み、重点テーマを定めて推進しています。

また、平成 29 年には「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定し、基本計画及び実践計画の中の職業分野に特化した計画と位置づけ、女性活躍推進のための施策を官民が連携して推進しています。

令和 2 年度には、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で計画期間とした第 3 次基本計画を策定しました。

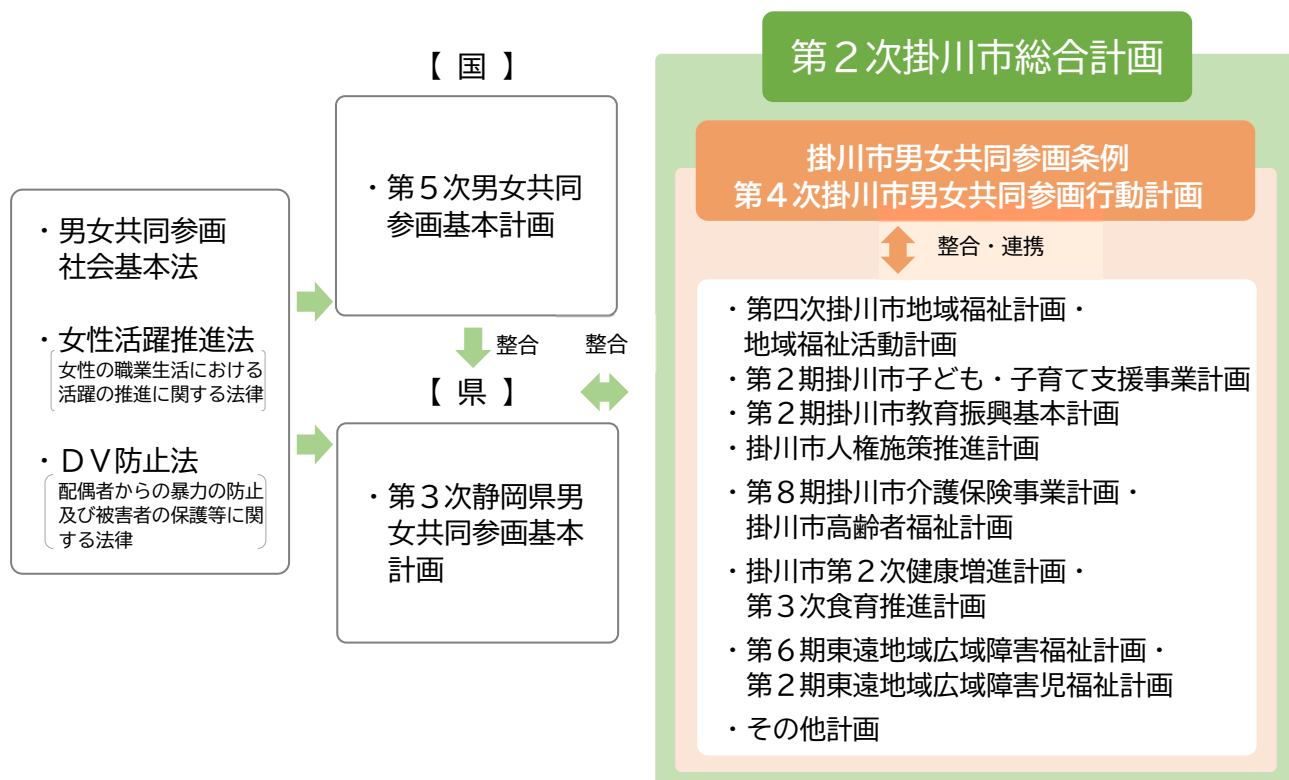
## 3 計画の期間

計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

| 平成<br>29 年度        | 30 年度 | 令和<br>元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度               | 5 年度 | 6 年度 | 7 年度 | 8 年度 |
|--------------------|-------|-----------|------|------|--------------------|------|------|------|------|
| 第 3 次掛川市男女共同参画行動計画 |       |           |      |      | 第 4 次掛川市男女共同参画行動計画 |      |      |      |      |

## 4 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「掛川市男女共同参画条例」第11条第1項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 本計画は、「第2次掛川市総合計画」を上位計画とし、「第四次掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「第2期掛川市子ども・子育て支援事業計画」「第2期掛川市教育振興基本計画」「掛川市人権施策推進計画」「第8期掛川市介護保険事業計画・掛川市高齢者福祉計画」「掛川市第2次健康増進計画・第3次食育推進計画」「第6期東遠地域広域障害福祉計画・第2期東遠地域広域障害児福祉計画」などの関連計画との整合性を図っています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」及び静岡県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」との整合性に配慮した計画としています。
- 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。
- 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画として位置づけます。



## 第2章

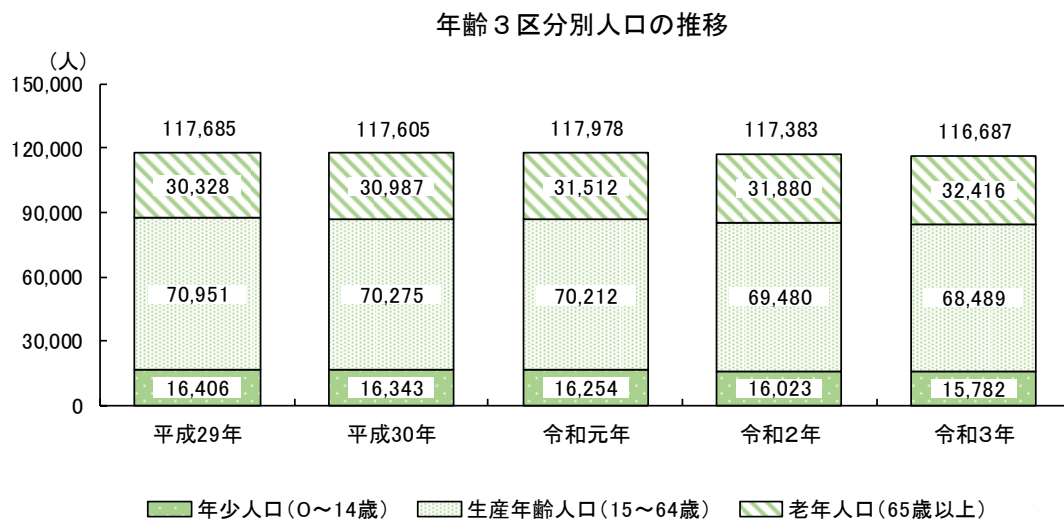
# 市の現状と課題

### 1 統計から見える現状

#### (1) 人口等の状況

##### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあり、2021（令和3）年で116,687人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、2021（令和3）年は0～14歳が15,782人、15～64歳が68,489人、65歳以上が32,416人となっています。

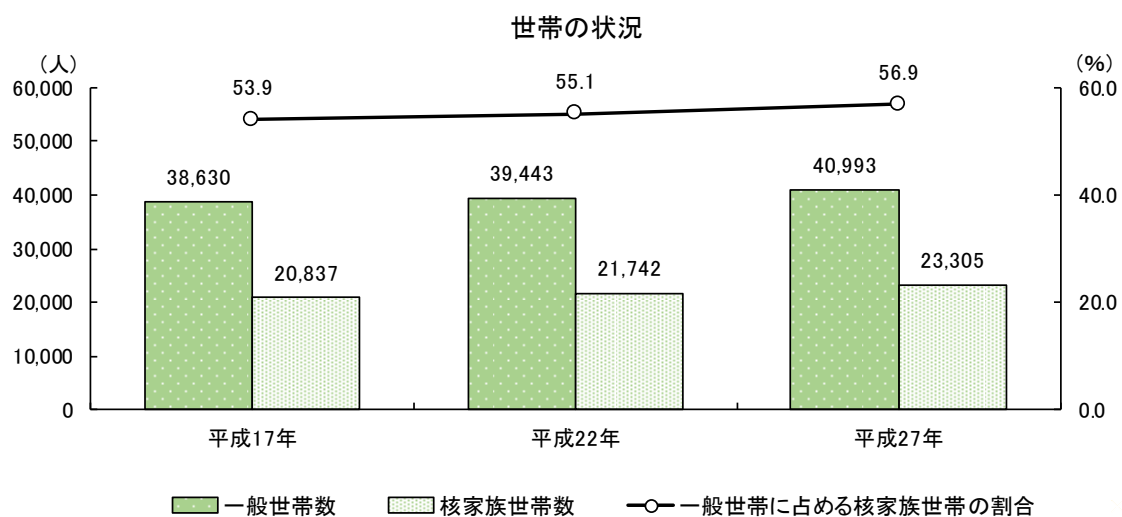


資料：掛川市の住民登録人口（各年3月31日現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 世帯の状況

世帯区分をみると、一般世帯数、核家族世帯数ともに年々増加しています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあります。

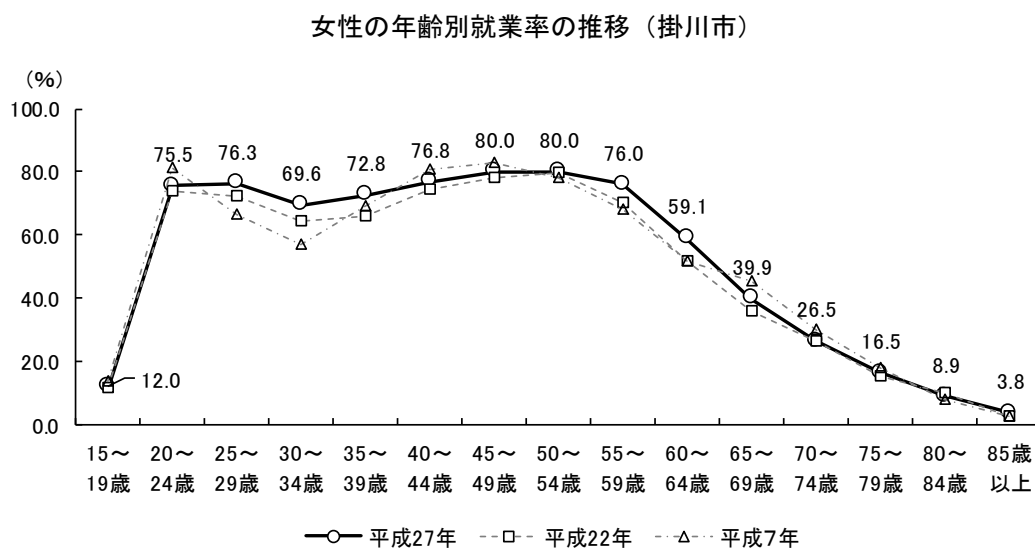


資料：国勢調査

### (3) 就業の状況

#### ① 女性の年齢別就業率の推移（掛川市）

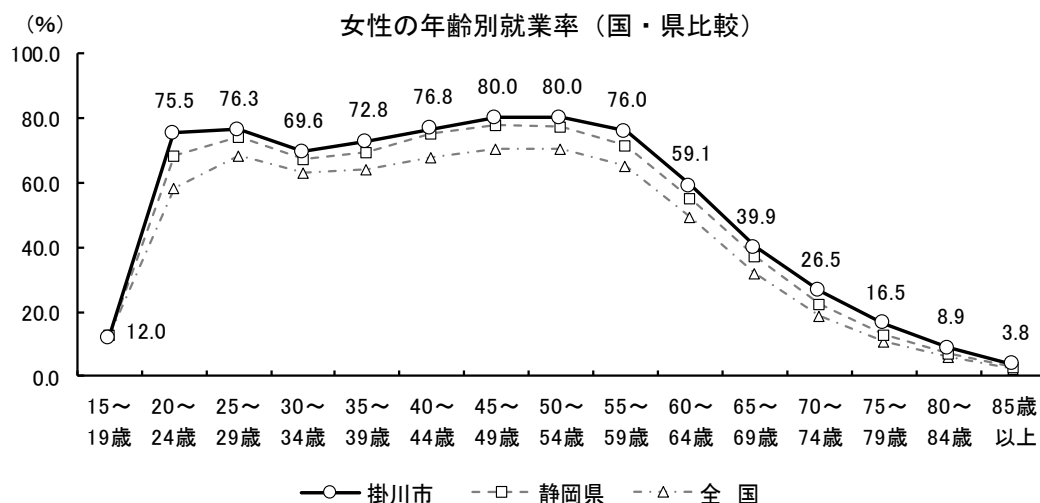
女性の年齢別就業率の推移をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いていますが、1995（平成7）年や2010（平成22）年に比べ、2015（平成27）年のM字カーブの底は緩やかになっています。



資料：国勢調査（平成7年は掛川市、大東町、大須賀町を合算したデータ）

#### ② 女性の年齢別就業率（掛川市、県、国）

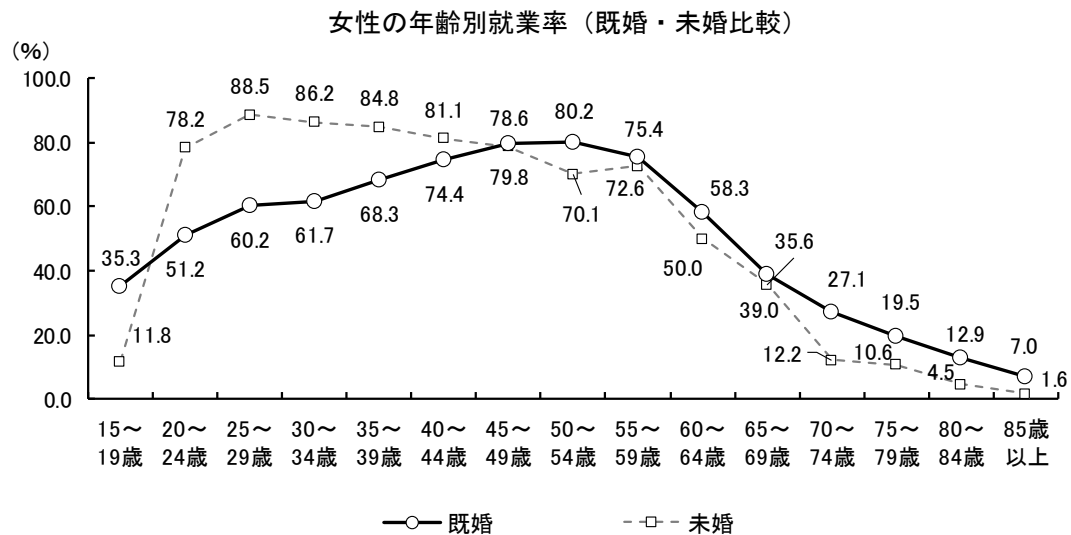
本市の女性の年齢別就業率は全国、県と比較すると、どの年代も高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

### ③ 女性の年齢別就業率（婚姻状況別）（掛川市）

女性の年齢別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において、未婚者に比べ既婚者の就業率が大幅に低くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

### ④ 男女別雇用形態の状況

本市の男女別雇用形態は全国、県と比較すると、正規の職員・従業員、労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他のすべてにおいて、ほぼ同程度となっています。

男女別雇用形態の状況

| 男性               | 掛川市  | 静岡県  | 全 国  |
|------------------|------|------|------|
| 正規の職員・従業員（％）     | 82.2 | 82.3 | 81.8 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員（％） | 4.4  | 3.3  | 2.6  |
| パート・アルバイト・その他（％） | 13.4 | 14.4 | 15.6 |
| 女性               | 掛川市  | 静岡県  | 全 国  |
| 正規の職員・従業員（％）     | 44.1 | 43.6 | 45.5 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員（％） | 6.1  | 4.6  | 4.1  |
| パート・アルバイト・その他（％） | 49.9 | 51.8 | 50.4 |

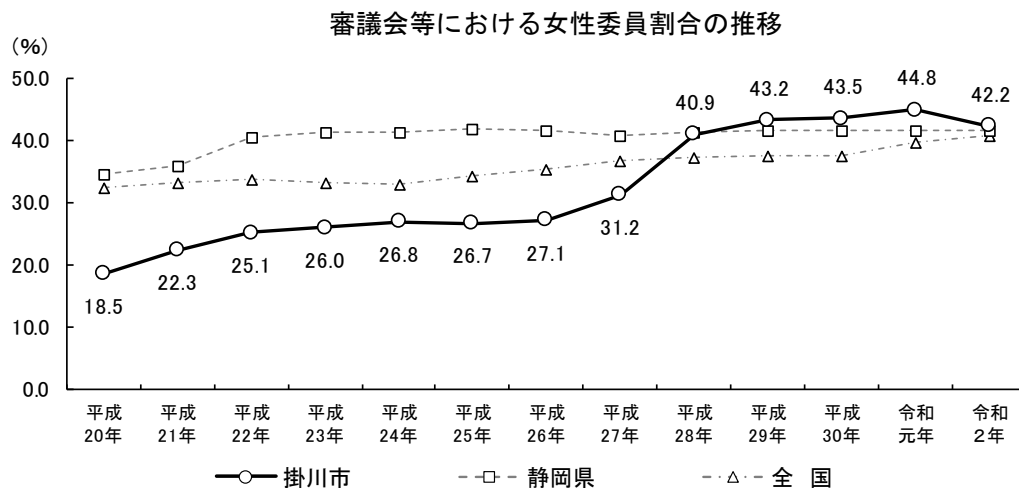
資料：国勢調査（平成 27 年）

#### (4) 意思決定・方針決定過程への女性の参画状況

##### ① 審議会等における女性委員割合の推移

審議会等における女性委員割合をみると、年々増加傾向にあり、令和2年には42.2%となっています。

全国・県と比較すると、平成20年以降、国・県より低い値で推移していましたが、平成26年以降に大幅に増加し、平成28年度以降は全国より高く、県と同程度で推移しています。



資料：掛川市：審議会・委員会等への女性登用状況調査（各年4月1日現在）

静岡県：第40回静岡県男女共同参画会議資料（参考資料3）

「統計調査から見た男女共同参画の現状」くらし・環境部県民生活局男女共同参画課（調査実施月不明）

全 国：内閣府男女共同参画局

「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（各年9月30日現在）

##### ② 諸会議等における女性比率（掛川市）

諸会議等における女性比率をみると、市の審議会、委員会などにおける女性委員の割合が最も高く、42.20%となっています。

諸会議等における女性比率

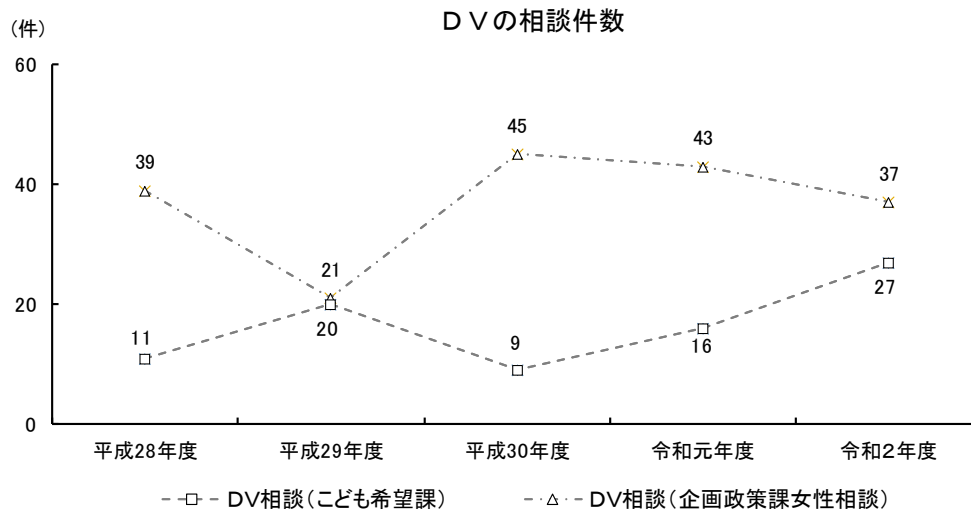
|                                | 全 数<br>(人) | うち女性<br>(人) | 比 率<br>(%) |
|--------------------------------|------------|-------------|------------|
| 市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合      | 590        | 249         | 42.20      |
| 市役所の女性管理監督職（部・局長級以上）の割合        | 21         | 2           | 9.52       |
| 市役所の女性管理監督職（課長級以上）の割合          | 63         | 9           | 14.29      |
| 市役所の女性管理監督職（課長補佐級以上）の割合        | 139        | 24          | 17.27      |
| 市役所の女性管理監督職（係長級以上）の割合          | 351        | 87          | 24.79      |
| 小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合 | 62         | 17          | 27.42      |
| 農業委員に占める女性の割合                  | 14         | 2           | 14.29      |
| 防災委員に占める女性の割合                  | 32         | 11          | 34.38      |

資料：庁内資料（令和2年4月1日現在）

## (5) DVに関する状況

### ① DVの相談件数

DVの相談件数をみると、こども希望課におけるDV相談は、平成30年度以降、増加に転じ、令和2年度は27件となっています。一方、企画政策課女性相談におけるDV相談は、平成30年度に45件に増加し、令和2年度は37件となっています。

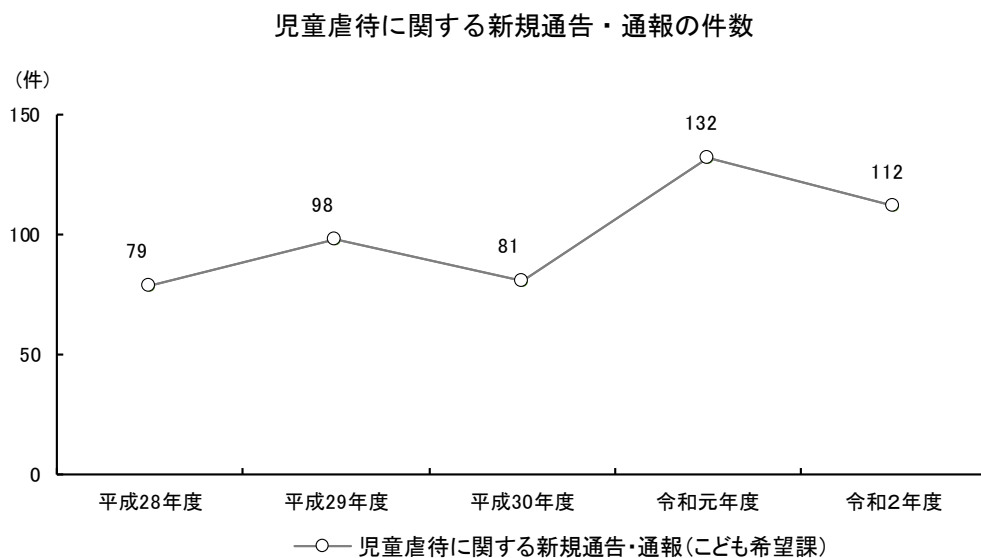


資料：庁内資料

## (6) 児童虐待に関する新規通告・通報の状況

### ① 児童虐待に関する新規通告・通報の件数

児童虐待に関する新規通告・通報件数は増加傾向にあり、令和2年度は112件となっています。



資料：庁内資料

## (7) 育児休業の状況

### ① 男性職員の育児休業の取得率

男性職員の育児休業の取得率をみると、令和2年度は5.00%となっており、いずれの年度も1割未満となっています。

男性職員の育児休業の取得率

|                  | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2 年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| 男性職員の育児休業の取得率（%） | 3.85        | 0.00        | 5.00        | 0.00      | 5.00       |

資料：庁内資料

## 2 アンケートから見える現状

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的

男女共同参画に関する意識やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについて意見を聞き、「第4次掛川市男女共同参画行動計画」策定の基礎資料とすることを目的として、調査を実施しました。

#### ② 調査対象

市民意識調査：掛川市在住の18歳以上の方の中から1,800人を無作為抽出

事業所調査：掛川市内事業所の中から100社を無作為抽出

#### ③ 調査期間

令和2年12月4日から令和2年12月18日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

|        | 配 布 数  | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------|--------|-------|-------|
| 市民意識調査 | 1,800通 | 815通  | 45.3% |
| 事業所調査  | 100 通  | 56 通  | 56.0% |

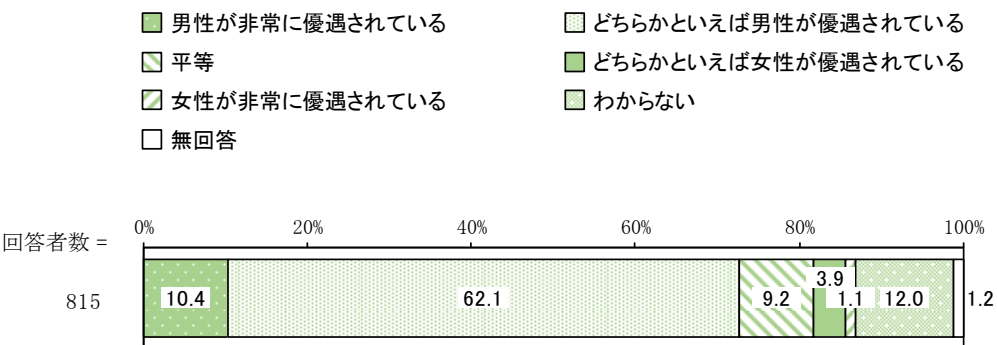
#### ⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果

① 社会全体での男女の平等について

「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が 62.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 12.0%、「男性が非常に優遇されている」の割合が 10.4%となっています。



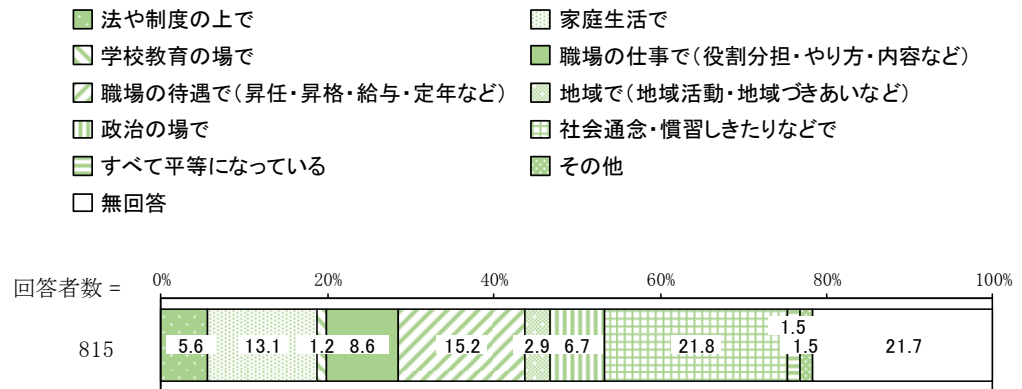
【性別】

性別でみると、女性に比べ、男性で「平等」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「どちらかといえば男性が優遇されている」「わからない」の割合が高くなっています。



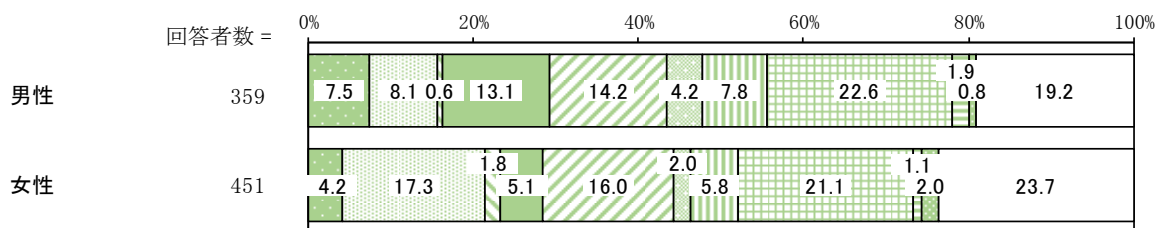
## ② 男女平等になっていない分野について

「社会通念・慣習しきたりなどで」の割合が21.8%と最も高く、次いで「職場の待遇で(昇任・昇格・給与・定年など)」の割合が15.2%、「家庭生活で」の割合が13.1%となっています。



### 【性別】

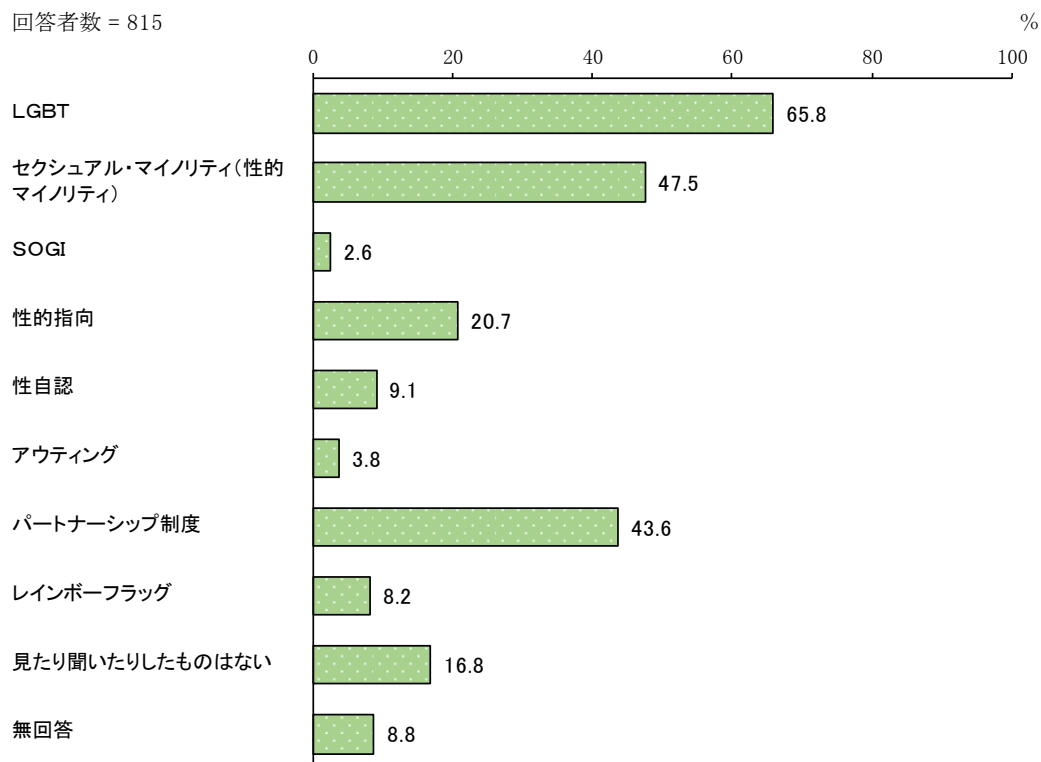
性別でみると、女性に比べ、男性で「職場の仕事で(役割分担・やり方・内容など)」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「家庭生活で」の割合が高くなっています。



### ③ 性の多様性について

見たり聞いたりしたことがあるものについて、「L G B T」の割合が65.8%と最も高く、次いで「セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ）」の割合が47.5%、「パートナーシップ制度」の割合が43.6%となっています。

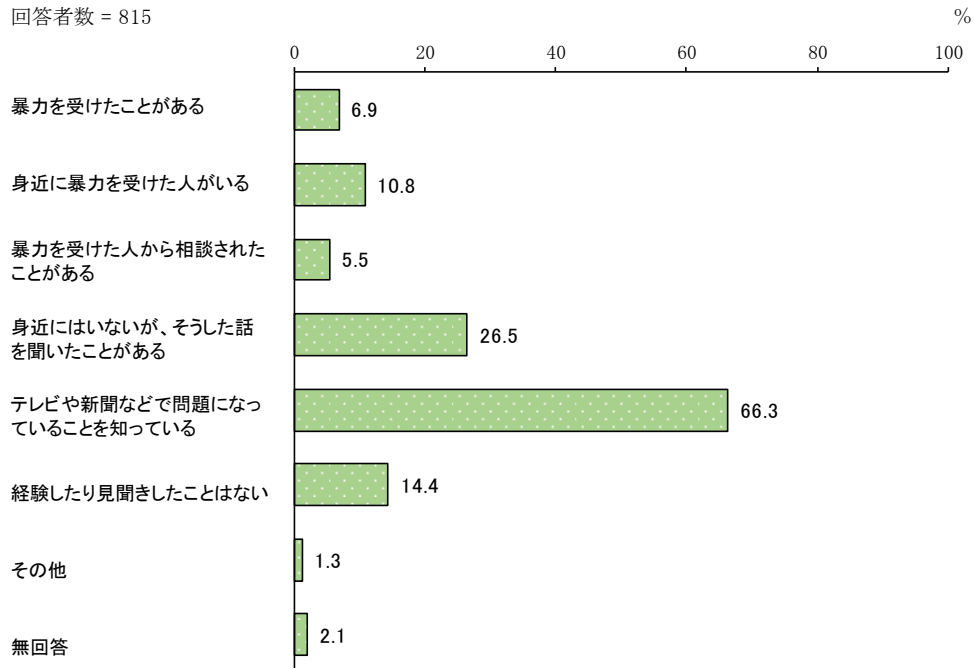
回答者数 = 815



#### ④ ドメスティック・バイオレンスの認知状況について

「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」の割合が 66.3%と最も高く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」の割合が 26.5%、「経験したり見聞きしたことはない」の割合が 14.4%となっています。

回答者数 = 815



#### 【性別】

性別でみると、男性に比べ、女性で「暴力を受けたことがある」の割合が高くなっています。

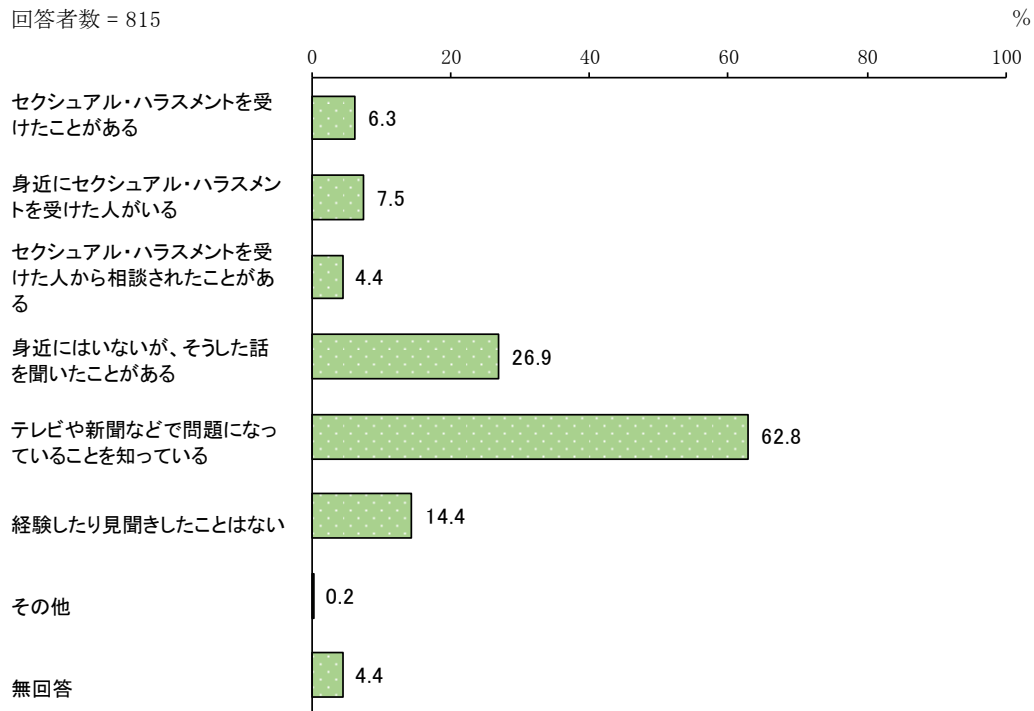
単位：%

| 区分 | 有効回答数（件） | 暴力を受けたことがある | 身近に暴力を受けた人がある | 暴力を受けた人から相談されたことがある | 身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある | テレビや新聞などで問題になっていることを知っている | 経験したり見聞きしたことはない | その他 | 無回答 |
|----|----------|-------------|---------------|---------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------|-----|-----|
| 男性 | 359      | 1.7         | 10.3          | 3.3                 | 24.8                    | 66.0                      | 15.9            | 1.1 | 2.8 |
| 女性 | 451      | 11.1        | 11.3          | 6.9                 | 27.5                    | 66.5                      | 13.3            | 1.3 | 1.6 |

## ⑤ セクシュアル・ハラスメントの認知状況について

「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」の割合が 62.8%と最も高く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」の割合が 26.9%、「経験したり見聞きしたことはない」の割合が 14.4%となっています。

回答者数 = 815



### 【性別】

性別でみると、男性に比べ、女性で「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」の割合が高くなっています。

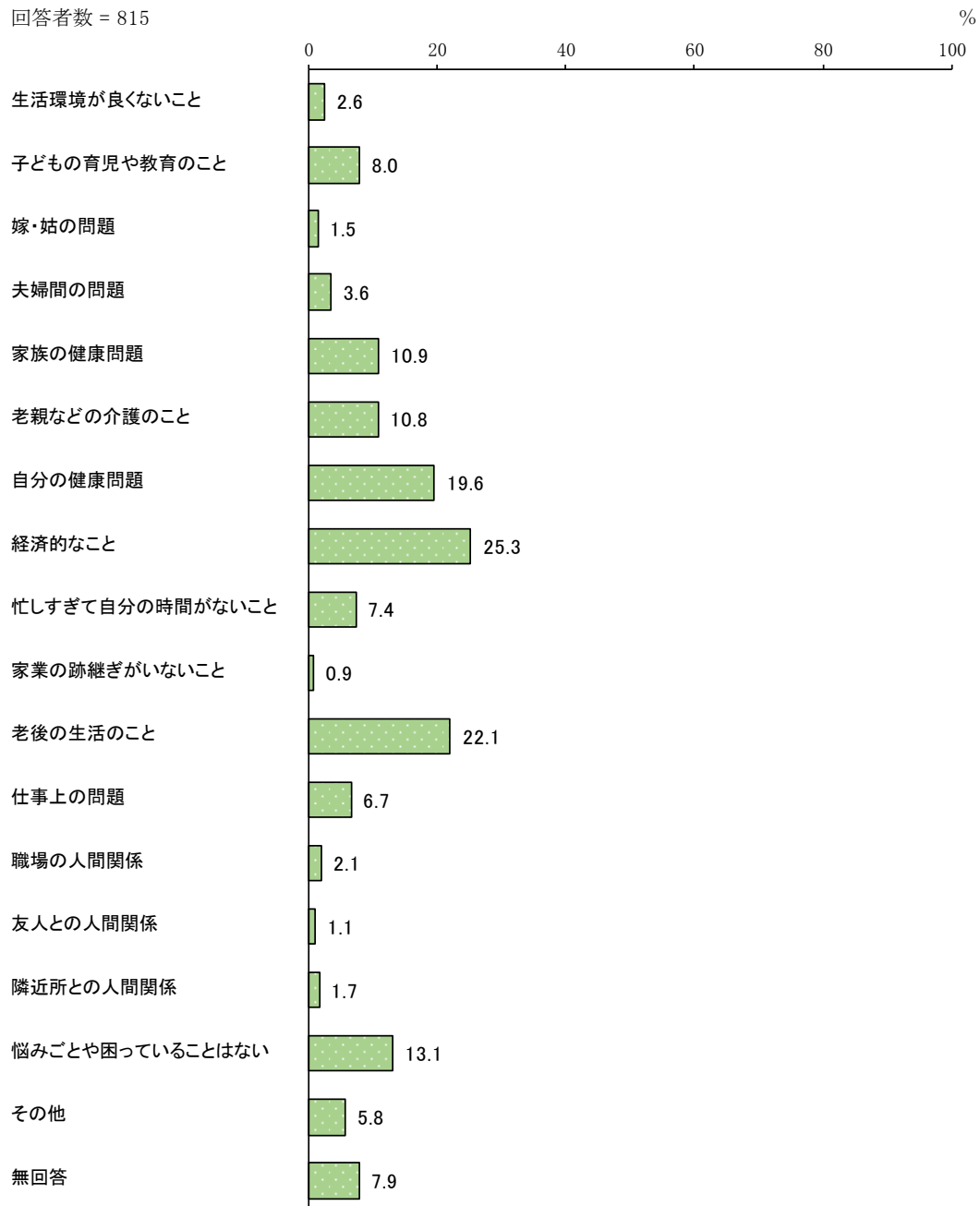
単位：%

| 区分 | 有効回答数（件） | セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある | 身近にセクシュアル・ハラスメントを受けた人がある | セクシュアル・ハラスメントを受けた人から相談されたことがある | 身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある | テレビや新聞などで問題になっていることを知っている | 経験したり見聞きしたことはない | その他 | 無回答 |
|----|----------|------------------------|--------------------------|--------------------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------|-----|-----|
| 男性 | 359      | 1.7                    | 7.0                      | 5.0                            | 27.0                    | 61.8                      | 15.3            | —   | 6.1 |
| 女性 | 451      | 10.0                   | 8.0                      | 3.8                            | 26.4                    | 63.6                      | 13.5            | 0.4 | 3.1 |

## ⑥ 悩みや困り事について

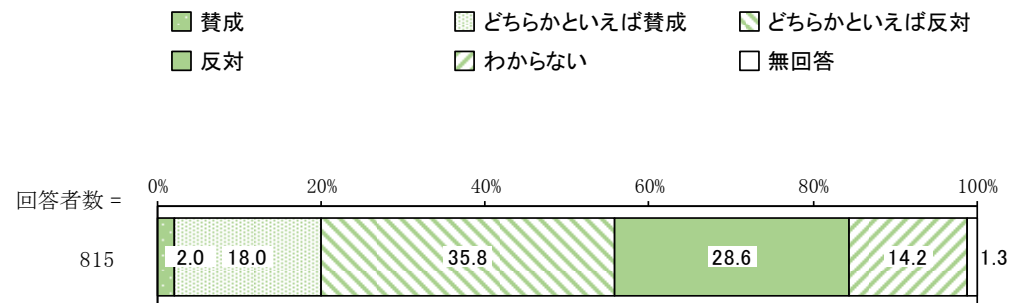
「経済的なこと」の割合が25.3%と最も高く、次いで「老後の生活のこと」の割合が22.1%、「自分の健康問題」の割合が19.6%となっています。

回答者数 = 815



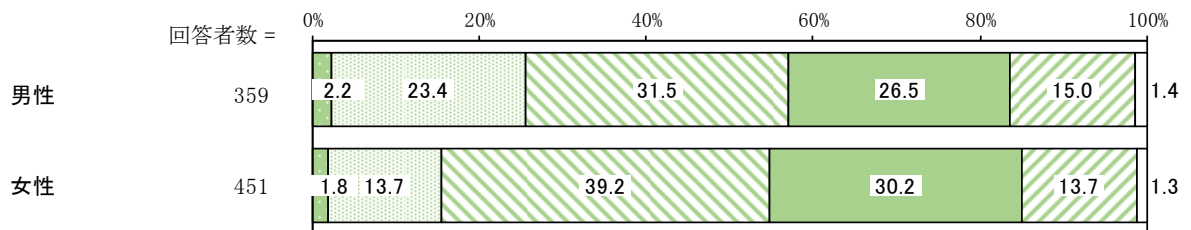
## ⑦ 性別役割分業について

「どちらかといえば反対」の割合が 35.8%と最も高く、次いで「反対」の割合が 28.6%、「どちらかといえば賛成」の割合が 18.0%となっています。



### 【性別】

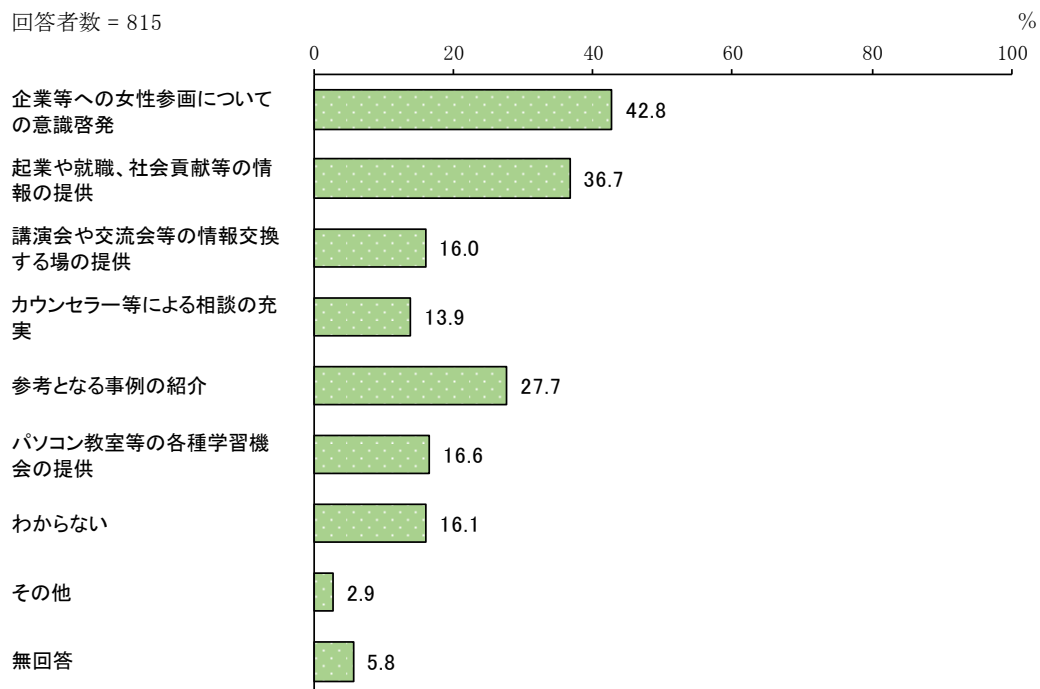
性別でみると、女性に比べ、男性で「どちらかといえば賛成」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「どちらかといえば反対」の割合が高くなっています。



## ⑧ 女性の社会参画を進める支援について

「企業等への女性参画についての意識啓発」の割合が 42.8%と最も高く、次いで「起業や就職、社会貢献等の情報の提供」の割合が 36.7%、「参考となる事例の紹介」の割合が 27.7%となっています。

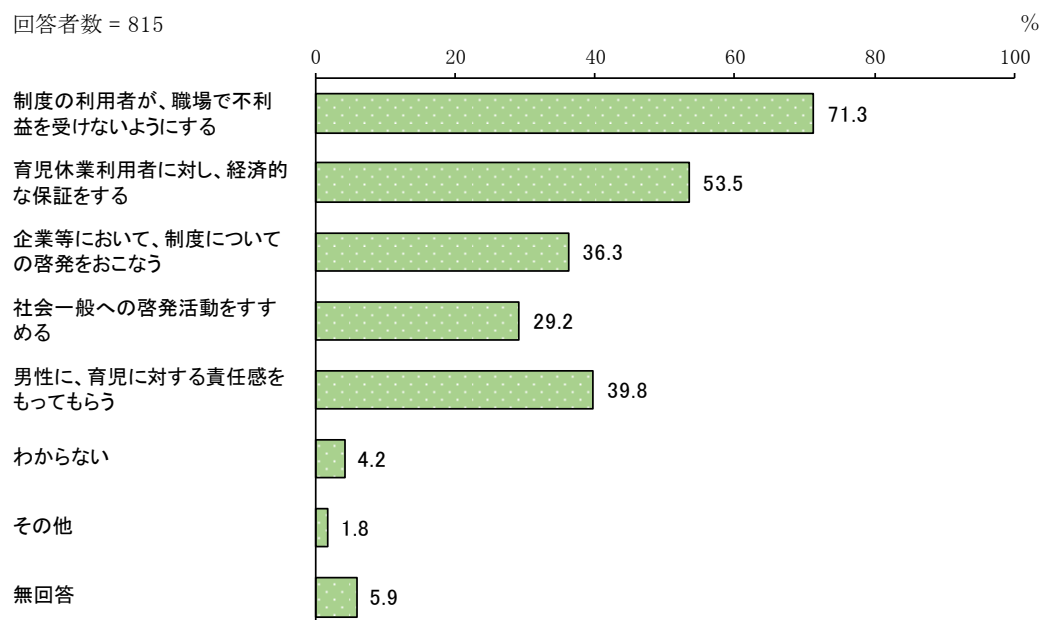
回答者数 = 815



### ⑨ 男性の育児休業利用率を高めるために必要なことについて

「制度の利用者が、職場で不利益を受けないようにする」の割合が 71.3%と最も高く、次いで「育児休業利用者に対し、経済的な保証をする」の割合が 53.5%、「男性に、育児に対する責任感をもってもらう」の割合が 39.8%となっています。

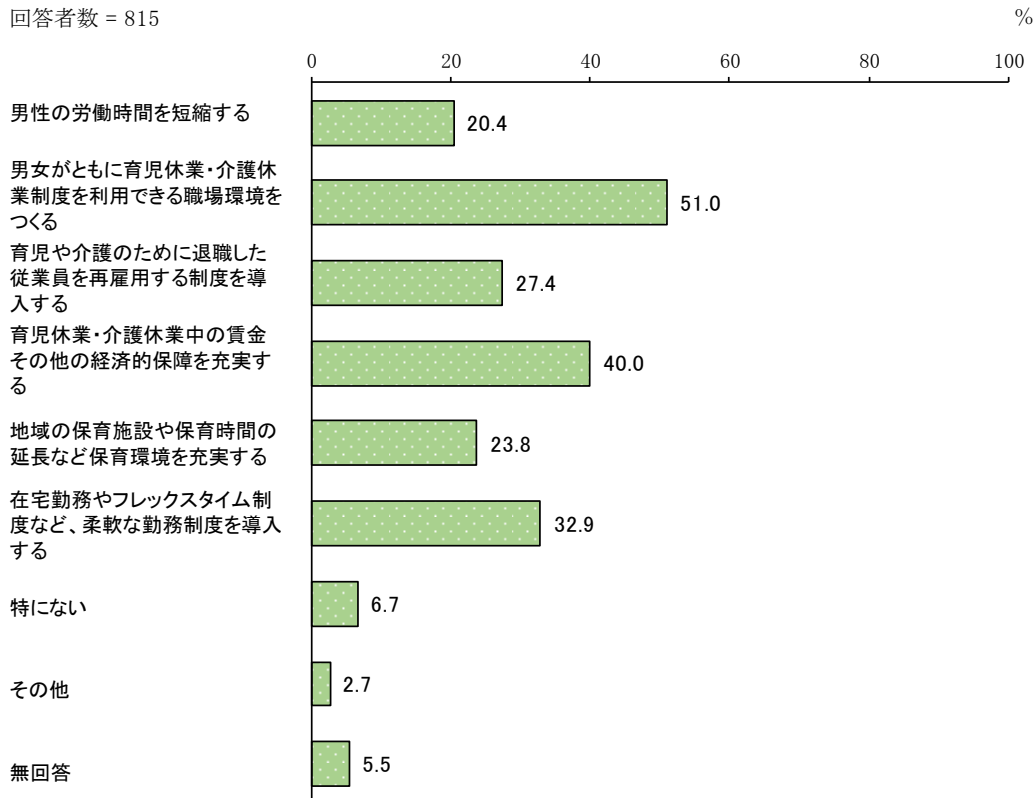
回答者数 = 815



#### ⑩ 仕事と家庭生活を両立させるために必要なことについて

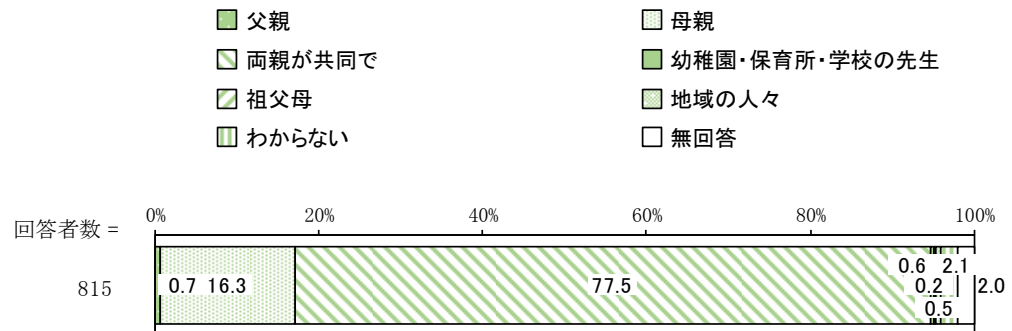
「男女がともに育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」の割合が51.0%と最も高く、次いで「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的保障を充実する」の割合が40.0%、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入する」の割合が32.9%となっています。

回答者数 = 815



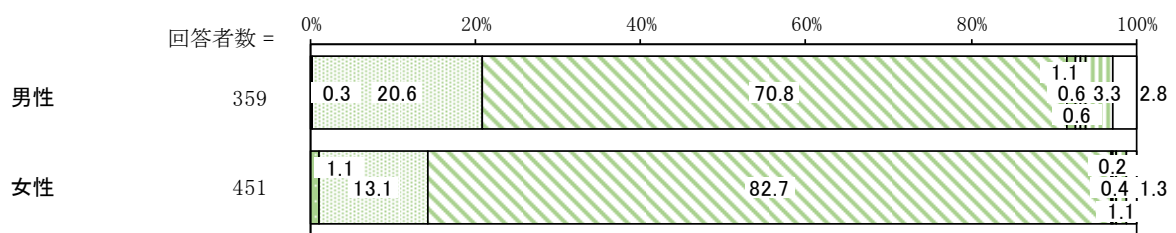
### ⑪ 子育てで中心的な役割を担うべき人について

「両親が共同で」の割合が77.5%と最も高く、次いで「母親」の割合が16.3%となっています。



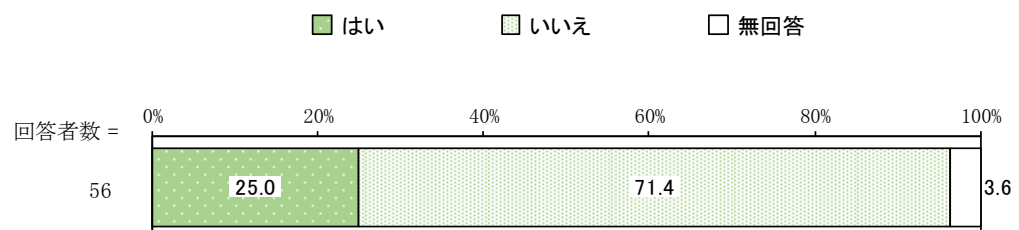
#### 【性別】

性別でみると、女性に比べ、男性で「母親」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「両親が共同で」の割合が高くなっています。



### ⑫ 再雇用の制度があるかについて（事業所調査）

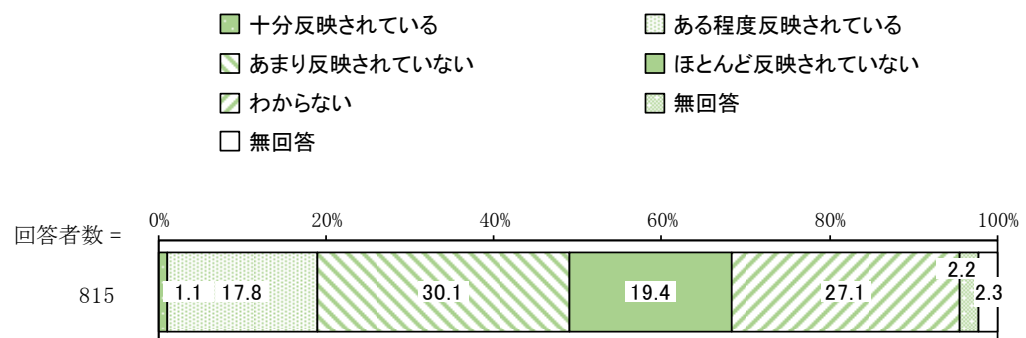
「はい」の割合が25.0%、「いいえ」の割合が71.4%となっています。



### ⑬ 女性の意見の反映について

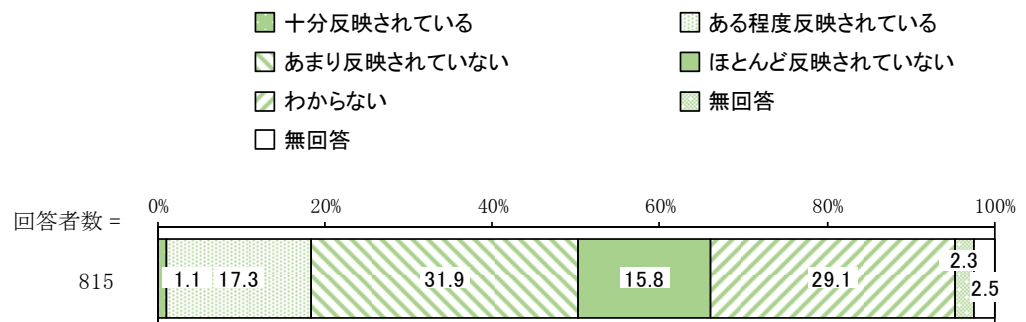
#### ○ 国会、県議会、市町議会などの政治の分野

「あまり反映されていない」の割合が30.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が27.1%、「ほとんど反映されていない」の割合が19.4%となっています。



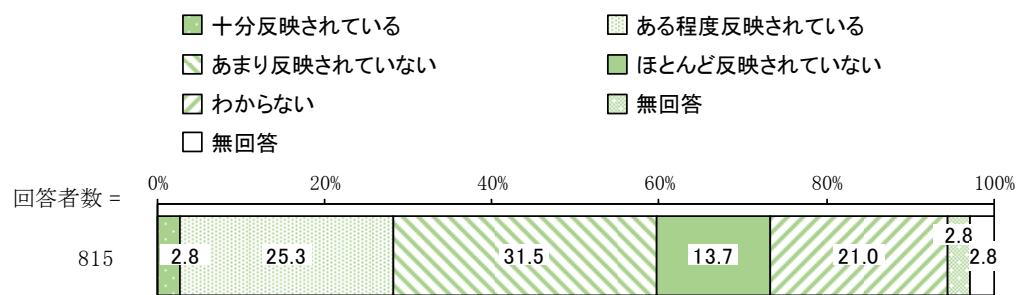
#### ○ 国、県、市町などの行政の分野

「あまり反映されていない」の割合が31.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が29.1%、「ある程度反映されている」の割合が17.3%となっています。



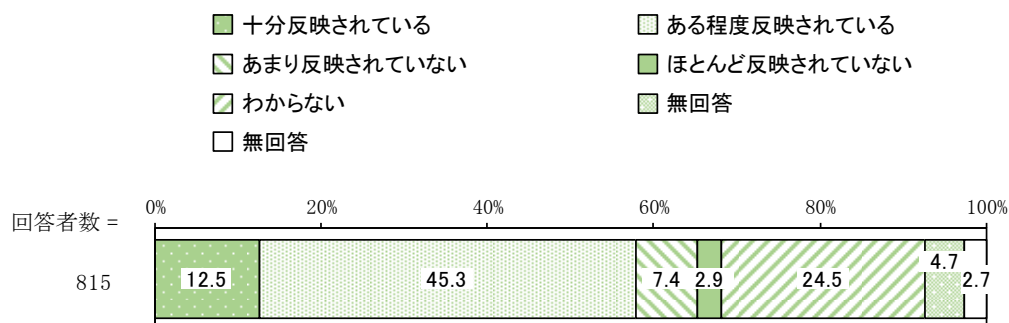
#### ○ 企業などの職場の分野

「あまり反映されていない」の割合が31.5%と最も高く、次いで「ある程度反映されている」の割合が25.3%、「わからない」の割合が21.0%となっています。



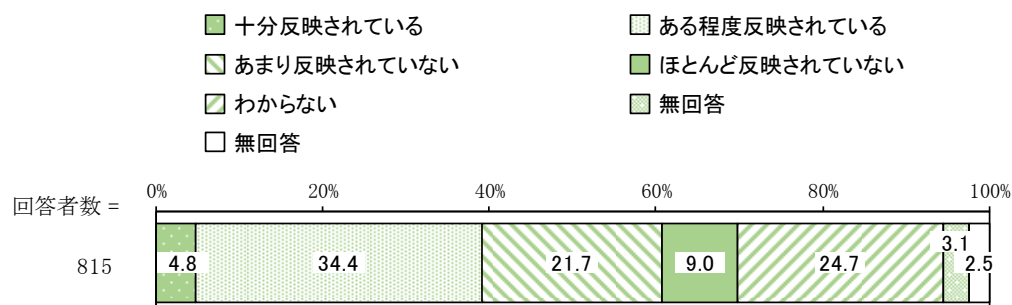
### ○ P T Aなどの学校活動の分野

「ある程度反映されている」の割合が45.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.5%、「十分反映されている」の割合が12.5%となっています。



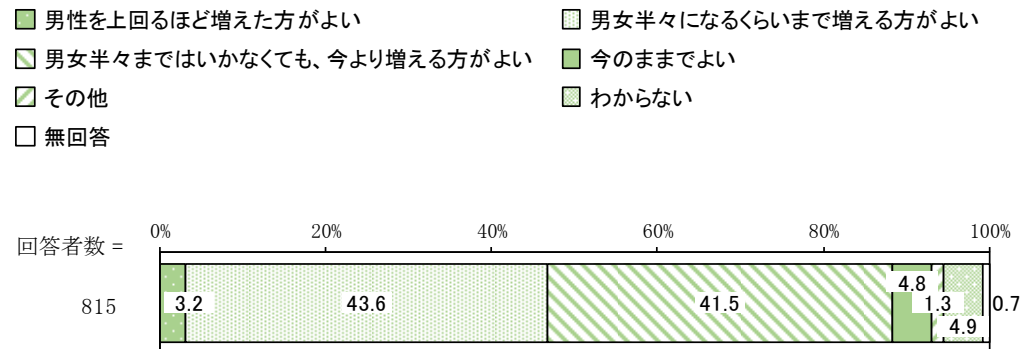
### ○ 町内会、まちづくり協議会などの地域活動の分野

「ある程度反映されている」の割合が34.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.7%、「あまり反映されていない」の割合が21.7%となっています。



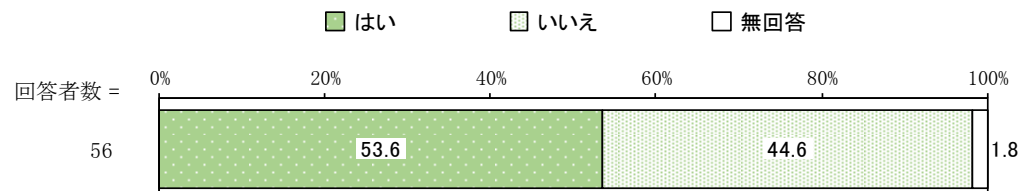
⑭ 意思決定の場に女性が参画することについて

「男女半々になるくらいまで増える方がよい」の割合が 43.6%と最も高く、次いで「男女半々まではいなくても、今より増える方がよい」の割合が 41.5%となっています。



⑮ ワーク・ライフ・バランスの取組に考えを持っているかについて  
(事業所調査)

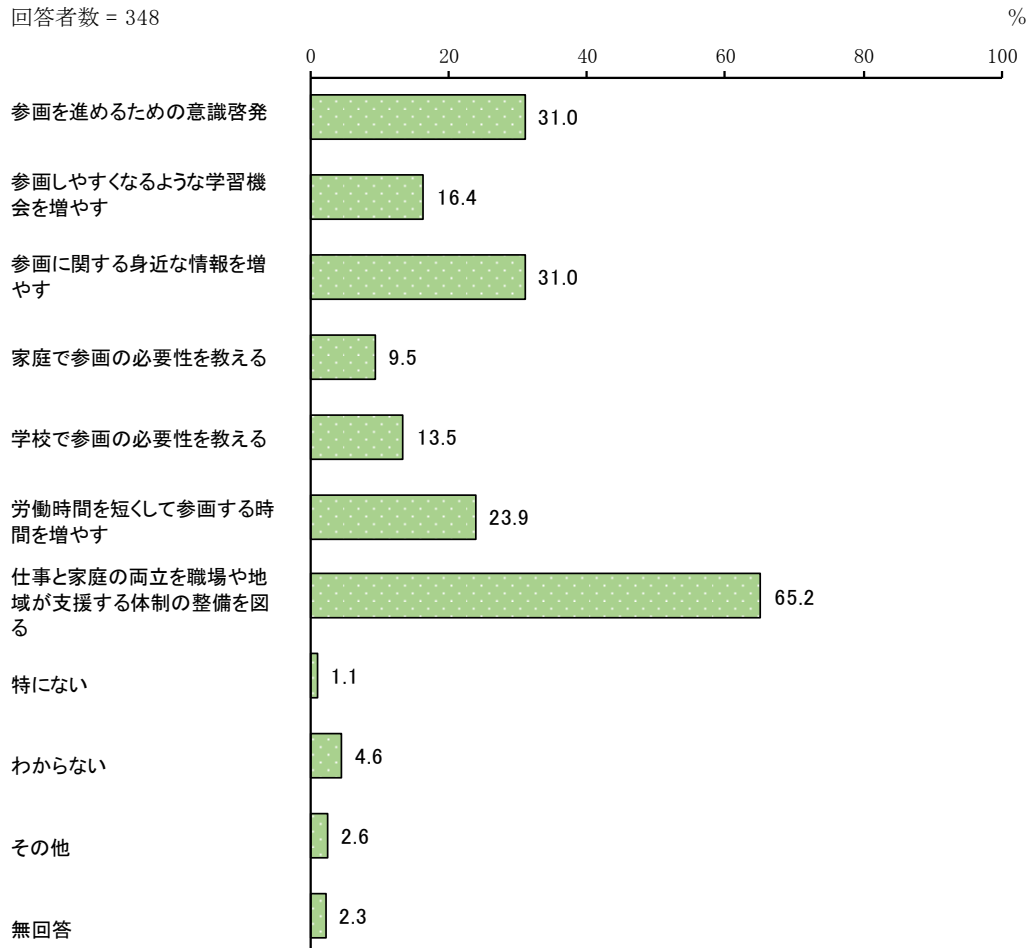
「はい」の割合が 53.6%、「いいえ」の割合が 44.6%となっています。



#### ⑩ 男性の参画を進めるために必要なことについて

「仕事と家庭の両立を職場や地域が支援する体制の整備を図る」の割合が 65.2%と最も高く、次いで「参画を進めるための意識啓発」、「参画に関する身近な情報を増やす」の割合が 31.0%となっています。

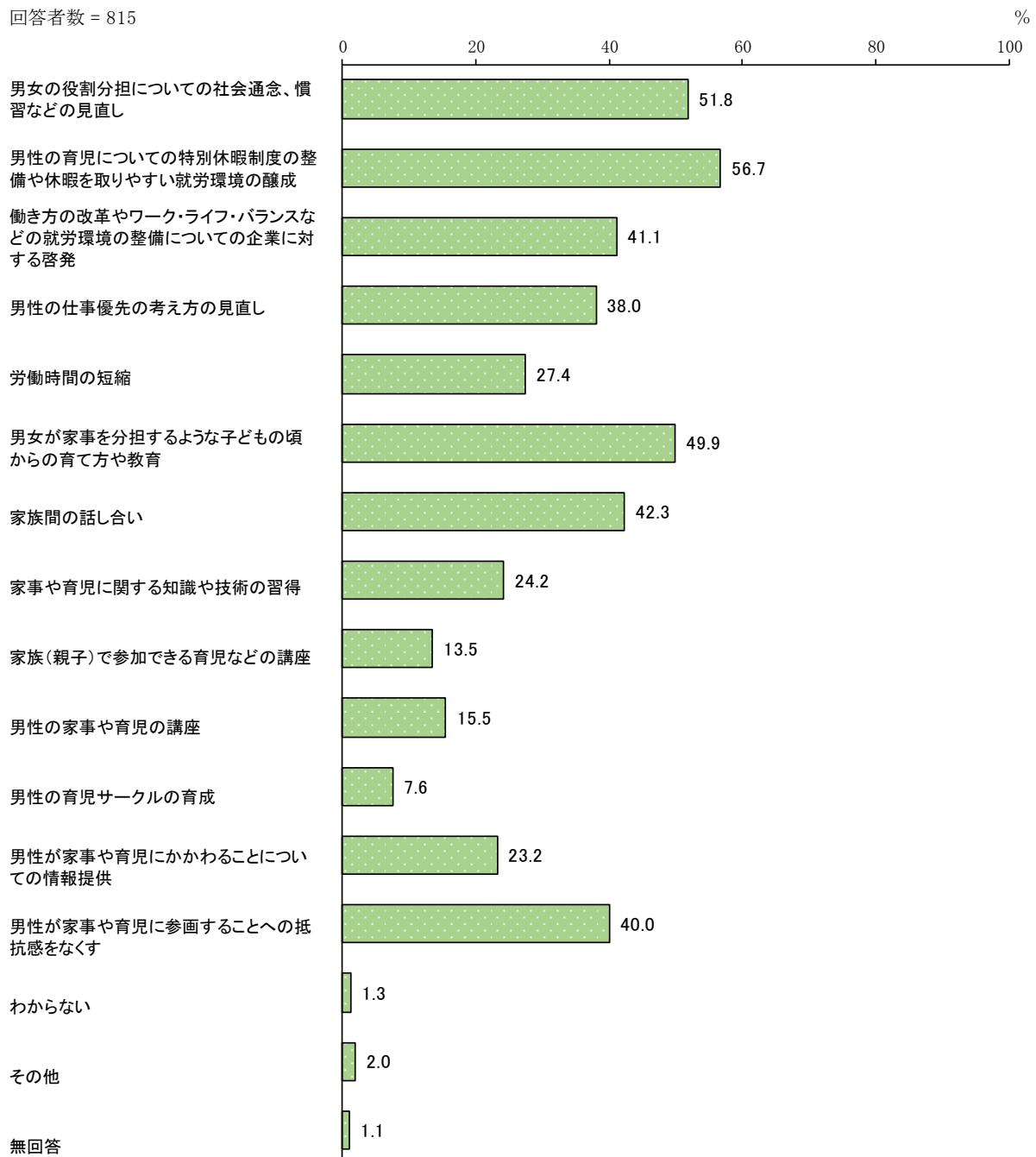
回答者数 = 348



### ⑰ 男性が家事や育児に参画するために必要なことについて

「男性の育児についての特別休暇制度の整備や休暇を取りやすい就労環境の醸成」の割合が56.7%と最も高く、次いで「男女の役割分担についての社会通念、慣習などの見直し」の割合が51.8%、「男女が家事を分担するような子どもの頃からの育て方や教育」の割合が49.9%となっています。

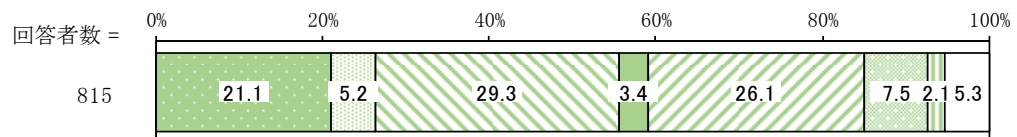
回答者数 = 815



## ⑱ 女性の働き方について

「仕事も家事育児も両方とも大切にする働き方がよい」の割合が29.3%と最も高く、次いで「性別にかかわらず、個人の適正や能力に見合った評価をすべきだ」の割合が26.1%、「家事、育児に支障がない程度に働くのがよい」の割合が21.1%となっています。

- 家事、育児に支障がない程度に働くのがよい
- 女性も就業していれば、家事育児よりも仕事を優先することがあっても仕方がない
- 仕事も家事育児も両方とも大切にする働き方がよい
- 女性は、結婚・出産で退職することが多いから、職業面では男性と同じようには処遇できない
- 性別にかかわらず、個人の適正や能力に見合った評価をすべきだ
- 女性だけが家庭の事情（家業の都合、夫の昇進、転勤等）で退職しなければならないのはおかしい
- その他
- 無回答



## ⑲ 介護を行いやすくする制度の利用実績について（事業所調査）

『①短時間勤務制度』で「利用実績がない」の割合が高くなっています。また、『④介護サービス費用を補助する制度（ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等）』で「制度の規定がない」の割合が高くなっています。

- 利用実績がある
- 利用実績がない
- 制度の規定がない
- 無回答

回答者数 = 56

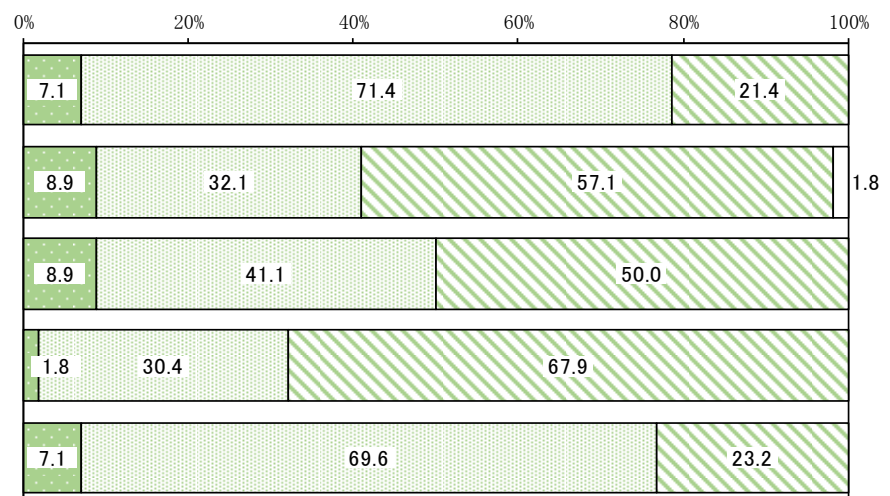
### ① 短時間勤務制度

### ② フレックスタイム制

### ③ 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ（1日の所定労働時間は変わらない）

### ④ 介護サービス費用を補助する制度（ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等）

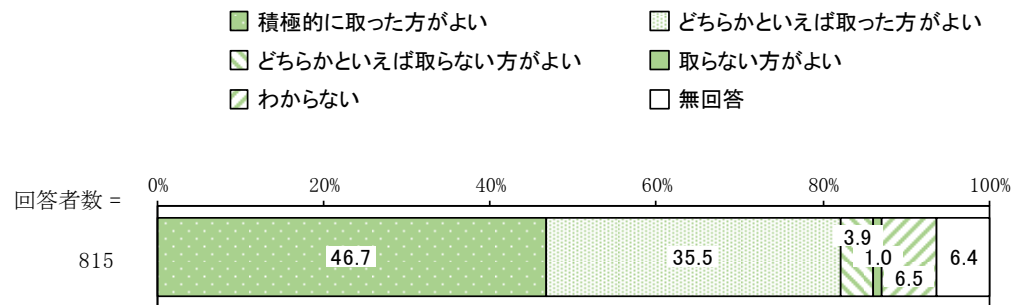
### ⑤ 所定外労働をさせない制度



## ⑳ 男性の育児休業や介護休業の取得について

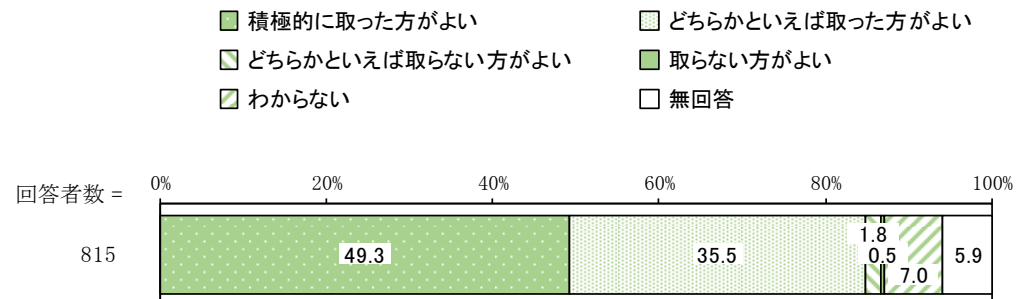
### ○ 育児休業

「積極的に取った方がよい」の割合が46.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば取った方がよい」の割合が35.5%となっています。



### ○ 介護休業

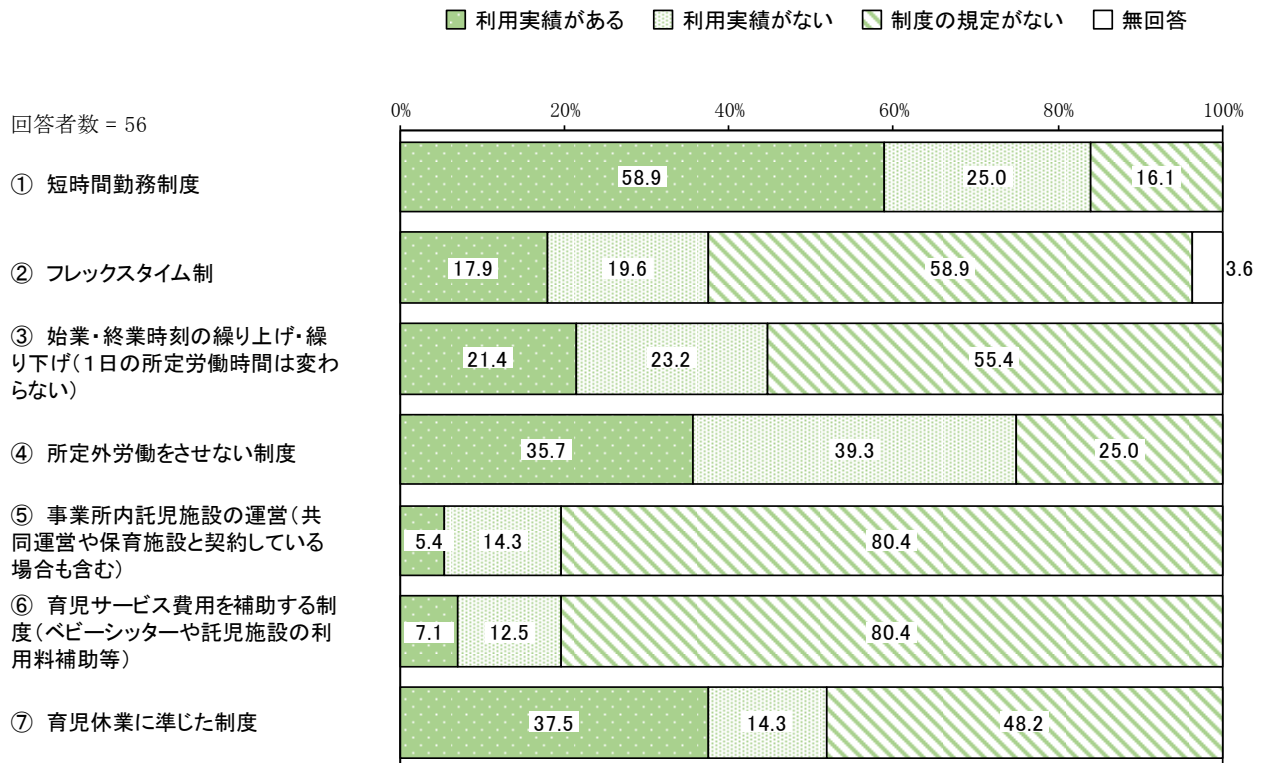
「積極的に取った方がよい」の割合が49.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば取った方がよい」の割合が35.5%となっています。



## ②① 子育て支援の利用実績について（事業所調査）

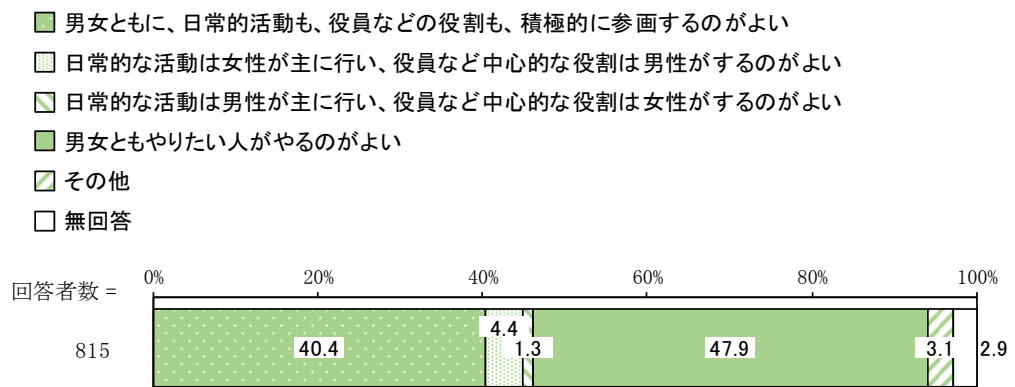
『① 短時間勤務制度』で「利用実績がある」の割合が高くなっています。

また、『④ 所定外労働をさせない制度』で「利用実績がない」の割合が、『⑤ 事業所内託児施設の運営（共同運営や保育施設と契約している場合も含む）』『⑥ 育児サービス費用を補助する制度（ベビーシッターや託児施設の利用料補助等）』で「制度の規定がない」の割合が高くなっています。



## ②② 地域活動への男女の参画を促進するために必要なことについて

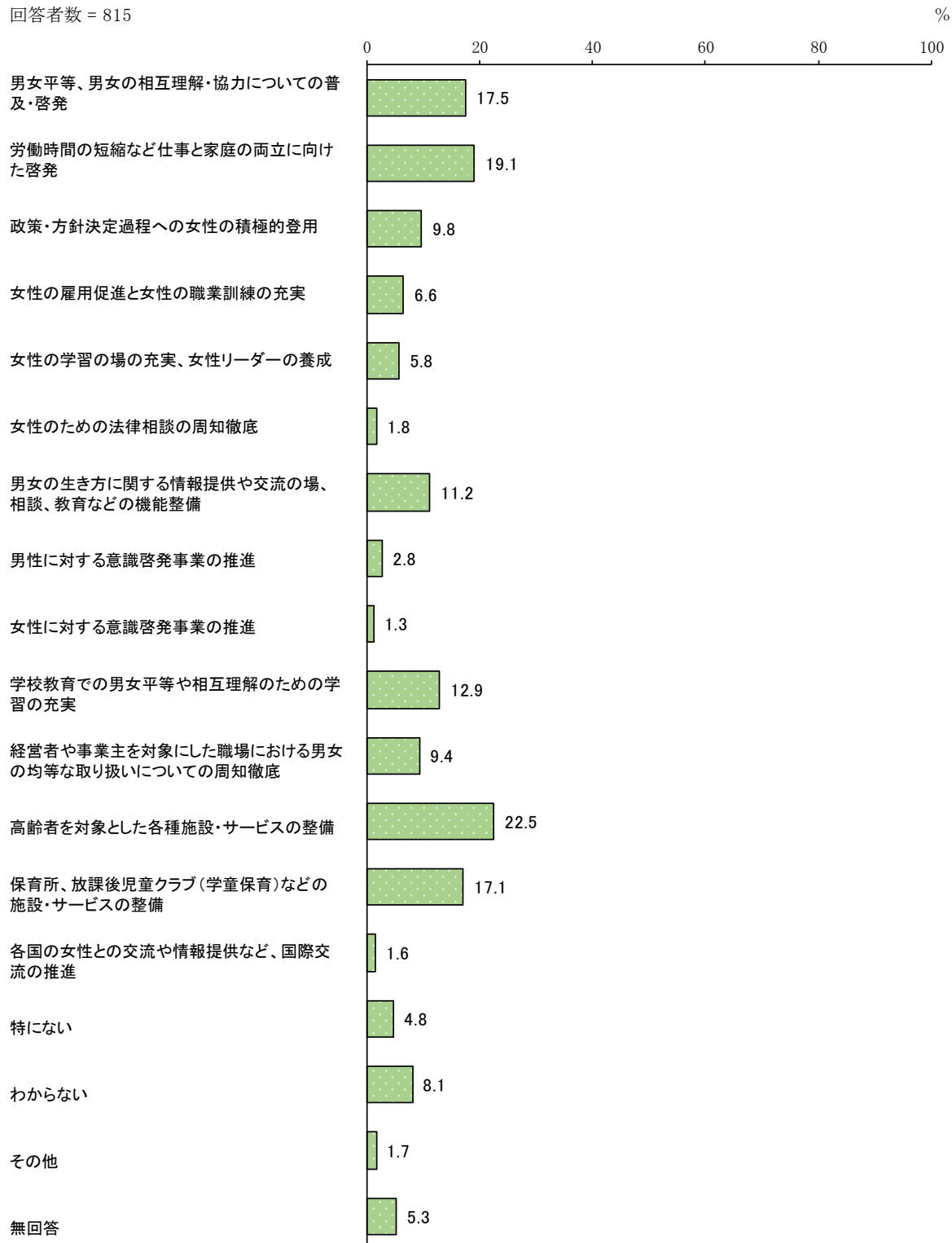
「男女ともやりたい人がやるのがよい」の割合が47.9%と最も高く、次いで「男女ともに、日常的活動も、役員などの役割も、積極的に参画するのがよい」の割合が40.4%となっています。



### ②③ 地域活動への男女の参画について

「高齢者を対象とした各種施設・サービスの整備」の割合が22.5%と最も高く、次いで「労働時間の短縮など仕事と家庭の両立に向けた啓発」の割合が19.1%、「男女平等、男女の相互理解・協力についての普及・啓発」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 815



## 第3章

# 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目指す姿

少子超高齢社会を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中、性別にとらわれず、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現が求められています。誰もがお互いにその人権を尊重し、責任を分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、配偶者やパートナー等からの暴力の増加・深刻化や女性の雇用・労働への影響を与え、男女共同参画の重要性を改めて認識させることになりました。あらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、大規模災害の発生や感染症の流行のような非常時においても、ジェンダーやセクシュアリティに起因する様々な困難が深刻化しないような配慮がより一層必要です。

そのため、これまでの歩みを尊重し、『性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川』を目指す姿として、一人ひとりが多様な生き方を実現できる社会の実現を目指します。

**性別にかかわらず、  
誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川**

## 2 基本目標

### (1) 誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり

いまだ固定的役割分担の意識が残っている場面が多く見られます。時代と共に変わりつつありますが、男女共同参画社会の推進、すべての人の人権の尊重のために、市民一人ひとりの意識をより高め、定着させていく必要があります。

市民の誰もが男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行っていきます。学校や家庭、地域、働く場などのあらゆる場において男女共同参画について考えることができる機会の充実を図ります。

また、男女が共に自らの選択においてその能力を十分に発揮し、責任を分かち合うことができるよう、意識改革や人材育成など、女性自身のエンパワーメントを図るとともに、ポジティブ・アクションの実行等、男女が共に職場や地域に参画できる基盤づくりに取り組みます。

さらに、政策・方針決定過程の場に多様な視点や意見を反映することができるよう、審議会・委員会等の委員への女性の参画を促進します。

### (2) 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、様々な分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。特に、労働の分野においては、男女のともに働きやすい環境の実現が求められます。

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、誰もが働きやすい環境整備を進めるとともに、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が図れるよう、働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。

### (3) 人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり

市民の一人ひとりが「あらゆる暴力は重大な人権侵害である」との認識をもち、あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備するとともに、子どもの頃からデートDVの被害者にも加害者にもならないよう教育及び周知・啓発に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。そのため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きることが、男女共同参画社会の形成の前提となることから、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の浸透や、人生100年時代の健康に向けた取り組みを推進するとともに、ライフステージに応じた健康の保持増進に取り組みます。

さらに、高齢者や障がいのある人、性的マイノリティ、ひとり親家庭、外国人等、様々な困難を抱える人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境を整備します。

### (4) 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実

男女共同参画社会を推進するため、掛川市役所が1事業所として模範となるよう、職員に対する男女共同参画の取組を推進します。

また、男女共同参画をさらに進めるため、地域、企業、関係機関と連携し、市民への啓発・情報提供の充実を図り、性別にかかわらず、誰もが活き活きと暮らすことができるまちを目指します。

### 3 体系図

[ 目指す姿 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本的施策 ]

性別にかかわらず、誰もが活き活きと暮らすことができるまち掛川

1 誰もがあらゆる  
場で参画できる  
社会づくり

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(2) 働く場における女性活躍社会の促進

(3) 教育の場における男女共同参画意識の啓発

(4) 地域活動の場における男女共同参画の推進

(5) 地域防災活動の場における男女共同参画の推進

2 誰もが働きやす  
く活躍できる  
環境づくり

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バラ  
ンス）実現のための職場環境づくり

(7) 職場におけるハラスメント防止に向けた取  
り組みの実施

(8) 安心して子育てできる環境づくり

(9) 仕事と介護の両立に向けた支援

(10) 男性の家庭、地域への参画促進

3 人権が尊重され  
誰もが安心して  
暮らせるまちづ  
くり

(11) 人権の尊重と多様な性のあり方に関する理  
解の促進

(12) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(13) 困難を抱えている人々への支援体制

(14) 生涯にわたる健康支援

4 男女共同参画  
社会の実現に  
向けた推進体制  
の充実

(15) 国際協調に基づく男女共同参画の推進

(16) 市職員の男女共同参画の促進

(17) 男女共同参画社会の啓発活動の推進

[ 具体的施策の方向 ]

- ① あらゆる場面における制度や慣行の見直し
- ② 市政・審議会への女性参画の推進

- ① 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
- ② 農業及び自営業などにおける女性の活躍促進
- ③ 女性人材の育成と人材の情報提供
- ④ 女性の多様な働き方の実現

女性活躍  
推進計画

- ① 幼少期からの男女共同参画の推進
- ② 生涯にわたる男女共同参画の推進

- ① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動の変革

- ① 男女共同参画の視点をもった防災等の推進

- ① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 仕事と生活の両立のための制度・環境の整備

女性活躍  
推進計画

- ① 職場におけるハラスメント防止対策の推進

女性活躍  
推進計画

- ① 育児休業制度を利用しやすい環境整備
- ② 誰もが子育てしやすい環境整備

女性活躍  
推進計画

- ① 介護休業制度等を利用しやすい環境整備
- ② 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

- ① 家事、育児、子育て、介護等における男性の主体的参画の促進

女性活躍  
推進計画

- ① 男女の人権に関する啓発活動の推進
- ② LGBTQ への理解の促進

- ① DV の根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ③ セクシュアルハラスメントの根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ④ 相談から自立までの支援を支える体制の強化

DV防止  
基本計画

- ① ひとり親家庭の自立支援体制の充実
- ② さまざまな困難を抱えている人々への支援体制の充実

- ① 男女の生涯にわたる健康支援
- ② 「性と生殖に関する健康と権利」についての意識の啓発

- ① 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実
- ② 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際理解の促進

- ① 市役所における女性活躍の推進
- ② 市職員のワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 男女共同参画に関する情報の提供
- ② 男女共同参画に関する調査・研究と推進
- ③ 地域・企業・教育機関等の連携

## 基本目標 1 誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり

## 基本的施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野における、政策・方針決定過程において、性別にかかわらず、男女がともに参画することにより、誰もが生き活きと幸せを感じながら暮らしやすい社会の実現につながります。

本市では、掛川市男女共同参画条例において、市の審議会等の女性委員の割合を同数とするよう規定し、女性委員の登用の促進に努めていますが、目標達成には至っておりません。政策・方針決定過程に対してさらに女性の活躍が進むことは、様々な価値観を反映した豊かな社会の形成につながることから、審議会などの委員への積極的な女性の登用や環境の整備を推進します。

また、あらゆる施策に多様な意見を反映させるためには、政治分野における男女共同参画を推進することも重要です。

さらに、社会の多様なニーズに対応するためにも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように固定的な役割分担意識を解消し、様々な分野で性別や慣習にとらわれることなく能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、意欲や能力がある人が参画できるよう、社会全体の意識の醸成を図るための啓発や環境の整備を推進します。

## 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                                      | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課   |
|-----|-------------------------------------------|---------------|---------------|-------|
| 1   | 家庭、地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画が進んでいると思う市民の割合 | 35.6%         | 50.0%         | 企画政策課 |
| 2   | 教育委員に占める女性の割合                             | 50.0%         | 50.0%         | 教育政策課 |
| 3   | 審議会等委員に占める女性の割合                           | 42.2%         | 50.0%         | 企画政策課 |
| 4   | 市議会議員の女性議員の割合                             | 19.0%         | 50.0%         | 議会事務局 |

## 具体的施策の方向

### ① あらゆる場面における制度や慣行の見直し

| No. | 事業名                      | 区分 | 事業内容                                                 | 担当課   |
|-----|--------------------------|----|------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 各種講座・研修会における男女共同参画意識への配慮 | 継続 | 固定的な性別役割分担意識等を助長する事項を含ませないように、実施する各種講座・研修会等の内容に配慮する。 | 企画政策課 |
| 2   | 男女の均衡のとれた教育委員会体制の構築      | 継続 | 教育委員会の意思決定において多面的に議論されるよう、教育委員における男女の均衡をとる。          | 教育政策課 |

### ② 市政・審議会への女性参画の推進

| No. | 事業名                     | 区分 | 事業内容                                                                           | 担当課          |
|-----|-------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3   | 審議会・協議会等への女性の登用促進       | 継続 | 市全体として、女性の積極的かつ適切な登用を促進し、掛川市男女共同参画条例に定める女性登用率50%を目標とする。併せて、女性委員不在の審議会等の解消に努める。 | 企画政策課        |
| 4   | 性別にかかわらず、審議会等へ参加できる環境整備 | 新規 | 審議会等に子育て世代が参加できるよう託児サービスの設置や開催時間の配慮等に努める。                                      | 企画政策課        |
| 5   | 女性の政治への参画意識の啓発          | 継続 | 女性の政治への参画意識を啓発し、意識啓発等の活動に関して支援を行う。                                             | 行政課<br>議会事務局 |

## 基本的施策２ 働く場における女性活躍社会の促進

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

働くことを希望するすべての女性が力を発揮できるよう、就業、再就職や創業・起業などに対する支援を進めていきます。

また、令和４年４月から、企業等における女性の活躍に向けた目標等を定める「一般事業主行動計画」の策定義務が拡大されるなど、女性の活躍に向けた取り組みの充実が求められています。働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進し、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に啓発していきます。

また、女性のチャレンジ支援や人材育成に向けた取組により、女性のエンパワメントを図ります。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                                                  | 現状値<br>(令和２年) | 目標値<br>(令和８年) | 担当課              |
|-----|-------------------------------------------------------|---------------|---------------|------------------|
| ５   | 厚生労働省ホームページの「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧に掲載された掛川市を所在地にする企業数 | ０社            | ５社            | 産業労働政策課<br>企画政策課 |
| ６   | 農業委員の女性委員数                                            | 14.3%         | 20%           | 農業委員会            |
| ７   | 家族経営協定の締結農家数                                          | ５１戸           | ５６戸           | 農林課              |
| ８   | 認定農業者に占める女性が経営に参画する割合                                 | 11.0%         | 15.0%         | 農林課              |
| ９   | 働き方セミナーの受講者数                                          | １７人           | ２０人           | 企画政策課            |
| １０  | 創業相談窓口への女性相談者数                                        | ２３人           | ３０人           | 産業労働政策課          |

## 具体的施策の方向

### ① 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

| No. | 事業名            | 区分 | 事業内容                                                                                | 担当課              |
|-----|----------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 6   | 企業向け啓発活動の実施    | 継続 | 事業主に対し、女性の採用拡大、女性の職域拡大や育成、正社員転換等を通じた女性の継続雇用、女性の管理職登用の拡大など、企業にとってのメリットを示しながら啓発活動を行う。 | 産業労働政策課<br>企画政策課 |
| 7   | 一般事業主行動計画策定の啓発 | 新規 | 事業主に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発を推進する。                                              | 産業労働政策課<br>企画政策課 |

### ② 農業及び自営業などにおける女性の活躍促進

| No. | 事業名                          | 区分 | 事業内容                                          | 担当課              |
|-----|------------------------------|----|-----------------------------------------------|------------------|
| 8   | 農業関係団体役員への女性登用の促進            | 継続 | 農協、農業法人、農業団体などの組織の役員への女性登用を促進する。              | 農林課              |
| 9   | 家族経営協定締結の推進                  | 継続 | 農業経営において、家族経営協定の締結による男女共同参画の促進を図る。            | 農林課              |
| 10  | 商工自営業者等に対する男女共同参画社会の意義の周知、啓発 | 新規 | 商工自営業者に対し、研修会や意見交換会等を通じ、男女共同参画社会の意義について啓発を行う。 | 産業労働政策課<br>企画政策課 |

### ③ 女性人材の育成と人材の情報提供

| No. | 事業名         | 区分 | 事業内容                               | 担当課   |
|-----|-------------|----|------------------------------------|-------|
| 11  | 女性対象啓発講座の開催 | 継続 | 女性の人材育成講座等の各種講座を開催し、女性の自立啓発等を推進する。 | 企画政策課 |
| 12  | 女性の人材発掘と活用  | 継続 | 各分野で活躍する女性の人材発掘を行い、積極的な活用を行う。      | 企画政策課 |

#### ④ 女性の多様な働き方の実現

| No. | 事業名       | 区分 | 事業内容                     | 担当課     |
|-----|-----------|----|--------------------------|---------|
| 13  | 再就職等支援    | 継続 | 再就職等セミナーの開催、情報提供を行う。     | 産業労働政策課 |
| 14  | 創業・起業への支援 | 継続 | 創業・起業に関する各種情報提供を行い、支援する。 | 産業労働政策課 |



### 基本的施策 3 教育の場における男女共同参画意識の啓発

次世代を担う子どもたちについては、人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。幼少期から発達段階に応じた人権教育を進め、多様性を尊重する意識を育てる教育の充実を図ります。

また、生涯にわたって、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消など、男女共同参画意識の啓発を図る必要があります。

子どもから大人まで、すべての人たちが男女共同参画について考える機会を増やすため、図書館等において関連蔵書を充実させるとともに、学習機会を提供していきます。

#### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                                 | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課   |
|-----|--------------------------------------|---------------|---------------|-------|
| 11  | 小中学校における男女共同参画に関する学習の実施（学習内容の充実を図る。） | 100%          | 100%          | 学校教育課 |
| 12  | 「男女共同参画週間」に合わせた特集コーナーの貸出数            | 302冊          | 500冊          | 図書館   |

## 具体的施策の方向

### ① 幼少期からの男女共同参画の推進

| No. | 事業名                    | 区分 | 事業内容                                          | 担当課             |
|-----|------------------------|----|-----------------------------------------------|-----------------|
| 15  | 学校・保育施設等における慣行・教材等への配慮 | 継続 | 固定的な性別役割分担意識等を助長する事項を含ませないように配慮する。            | 学校教育課<br>こども希望課 |
| 16  | 人権教育推進への学校の組織的な取組      | 継続 | 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進と、学校としての組織的な取組とその点検評価を行う。 | 学校教育課           |

### ② 生涯にわたる男女共同参画の推進

| No. | 事業名                      | 区分 | 事業内容                                                 | 担当課   |
|-----|--------------------------|----|------------------------------------------------------|-------|
| 17  | 各種講座・研修会における男女共同参画意識への配慮 | 継続 | 固定的な性別役割分担意識等を助長する事項を含ませないように、実施する各種講座・研修会等の内容に配慮する。 | 教育政策課 |
| 18  | 男女共同参画に関する情報の展示啓発        | 継続 | 人権尊重や男女共同参画推進に関する資料等の展示を行い、図書館利用者への啓発を図る。            | 図書館   |



## 基本的施策 4 地域活動の場における男女共同参画の推進

地域活動については、地域の多様化するニーズへの対応が課題となっており、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保や性別や年齢等により役割が固定化されないように意識の改善に取り組むことが必要とされています。

地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮し、活躍できるように、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手になるよう働きかけます。

また、女性もまちづくりに参画するよう、地域の組織や団体の役員に女性の登用を促進します。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                                        | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課       |
|-----|---------------------------------------------|---------------|---------------|-----------|
| 13  | 女性役員が運営に参画する自治区の割合<br>(区長・副区長・会計・小区長・ブロック長) | 10.4%         | 20.0%         | 生涯学習協働推進課 |
| 14  | 女性役員が運営に参画する地区まちづくり協議会の割合                   | 43.7%         | 60.0%         | 生涯学習協働推進課 |

### 具体的施策の方向

#### ① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動の変革

| No. | 事業名                       | 区分 | 事業内容                                                                                     | 担当課       |
|-----|---------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 19  | 自治組織役員への女性登用の促進           | 継続 | PR チラシの回覧等により男女共同参画意識の醸成を図りながら、地区や自治区、小区等、各段階の自治組織役員への女性登用を促進する。                         | 生涯学習協働推進課 |
| 20  | 地区まちづくり協議会の運営における女性の登用促進  | 継続 | PR チラシの回覧等により男女共同参画意識の醸成を図りながら、まちづくり活動の企画立案、意思決定の際に女性の意見が反映されるよう地区まちづくり協議会役員への女性登用を促進する。 | 生涯学習協働推進課 |
| 89  | 男女共同参画推進委員等による出前講座の実施【再掲】 | 継続 | 男女共同参画推進委員等が地域等に出向いて出前講座を実施する。                                                           | 企画政策課     |
| 91  | 自治会、市民団体等への啓発【再掲】         | 継続 | 自治会、市民団体等に対し、固定的性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。                                                   | 企画政策課     |

## 基本的施策5 地域防災活動の場における男女共同参画の推進

近年、災害が度々発生することで地域活動における防災分野の重要性は増してきています。自主防災会や広域避難所などの運営においては、女性や子ども、外国人、障がいのある人、性的マイノリティの人などに対する理解と配慮が必要です。

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実させていきます。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                               | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課   |
|-----|------------------------------------|---------------|---------------|-------|
| 15  | 自主防災会の役員（防災会長、防災委員）に女性を登用している組織の割合 | 44.7%         | 100.0%        | 危機管理課 |
| 16  | 消防団員に占める女性の割合                      | 1.7%          | 2.3%          | 消防総務課 |
| 17  | 防災会議の委員に占める女性の割合                   | 33.3%         | 50.0%         | 危機管理課 |

### 具体的施策の方向

#### ① 男女共同参画の視点をもった防災等の推進

| No. | 事業名                              | 区分 | 事業内容                                                                                      | 担当課   |
|-----|----------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 21  | 自主防災会や広域避難所等の防災に関する運営における女性の登用促進 | 継続 | 自主防災会や広域避難所等の運営において、女性の登用を促進し、固定的性別役割分担意識を解消するための啓発活動を行い、男女共同参画の視点を取り入れることによる地域防災力の向上を図る。 | 危機管理課 |
| 22  | 女性消防団員の入団促進                      | 新規 | 消防団活動及び災害支援活動上で、女性ならではの視点での活動を広めるため、女性の入団を促進させる。                                          | 消防総務課 |
| 23  | 防災会議等への女性の登用促進                   | 継続 | 防災に女性の視点を積極的に反映させるため、女性の登用を促進する。                                                          | 危機管理課 |

## 基本目標 2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

### 基本的施策 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための職場環境づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、長時間労働、転勤などの働き方の見直しが重要です。

男女が共にそれぞれの働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護など家族・生活と仕事を両立しながら働き続けられるよう、職場における意識改革を進めるとともに支援する環境づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式の始まりにより増加してきた、企業等におけるテレワークやオンラインの活用など、多様で、柔軟な働き方の普及を図ります。

#### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                                                      | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課              |
|-----|-----------------------------------------------------------|---------------|---------------|------------------|
| 5   | 厚生労働省ホームページの「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧に掲載された掛川市を所在地とする企業数【再掲】 | 0社            | 5社            | 産業労働政策課<br>企画政策課 |
| 18  | 在宅ワークの斡旋成立件数の割合                                           | 51.1%         | 60.0%         | 産業労働政策課          |

## 具体的施策の方向

### ① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

| No. | 事業名                    | 区分 | 事業内容                                                                                  | 担当課              |
|-----|------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 24  | 事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発 | 新規 | 働きながら子育てや介護をする男女の両立支援や長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等とおして、ワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境づくりの普及・啓発を行う。 | 産業労働政策課<br>企画政策課 |

### ② 仕事と生活の両立のための制度・環境の整備

| No. | 事業名               | 区分 | 事業内容                                                                                                          | 担当課              |
|-----|-------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 25  | 妊娠、出産、育児と労働との両立促進 | 継続 | 母子手帳交付時に、労働局作成の「労働者の妊娠、出産、育児と労働管理について」、厚生労働省作成「母性健康管理指導事項連絡カード」を配付し、事業主に妊娠や出産への理解と協力を求め、妊娠出産後も働きやすい環境づくりに努める。 | 健康医療課            |
| 26  | 多様な働き方の推進         | 継続 | 在宅勤務・テレワーク等の多様な働き方ができるよう事業主に対する啓発及び創業・起業など多様な働き方への支援を行う。                                                      | 産業労働政策課<br>企画政策課 |



## 基本的施策 7 職場におけるハラスメント防止に向けた取り組みの実施

ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為です。雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会においても発生する可能性があり、性別・性的指向・性自認を問わず被害者となる恐れがある一方、誰もが加害者となる可能性があります。

妊娠、出産、育児、介護休業等を理由とする不利益な扱いや、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、事業所に対してハラスメントの防止に向けた啓発を行っています。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課     |
|-----|---------------------|---------------|---------------|---------|
| 19  | ハラスメント防止のための情報提供の回数 | 1回            | 2回            | 産業労働政策課 |

### 具体的施策の方向

#### ① 職場におけるハラスメント防止対策の推進

| No. | 事業名                   | 区分 | 事業内容                                         | 担当課              |
|-----|-----------------------|----|----------------------------------------------|------------------|
| 27  | 事業所に対するハラスメント防止に関する啓発 | 新規 | 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、事業者及び労働者に対する啓発を行う。 | 企画政策課<br>産業労働政策課 |

## 基本的施策 8 安心して子育てできる環境づくり

子どもの健やかに成長できる環境づくりとして、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援していくことは重要です。

子どもを出産した後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、働く形態の多様化などによる保育ニーズに対応していく必要があります。引き続き、保育の受け皿の確保に努めます。

また、男女を問わずに家事・育児ができるよう、育児休業が取得しやすい環境づくりなどの就業環境の整備に努めていきます。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                                                  | 現状値<br>(令和 2 年) | 目標値<br>(令和 8 年) | 担当課              |
|-----|-------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 20  | 厚生労働省ホームページの「くるみん」「プラチナくるみん」認定企業一覧に掲載された掛川市を所在地とする企業数 | 3 社             | 8 社             | 産業労働政策課<br>企画政策課 |
| 21  | ファミリーサポート事業の提供会員数                                     | 206 人           | 220 人           | こども希望課           |
| 22  | 保育所等の待機児童数                                            | 5 人             | 0 人             | こども希望課           |
| 23  | 子育てに優しい事業所の認定数                                        | 35 社            | 53 社            | こども政策課           |
| 24  | 事業所における男性の育児休業取得率                                     | 4.7%            | 15.0%           | 企画政策課            |

## 具体的施策の方向

### ① 育児休業制度を利用しやすい環境整備

| No. | 事業名            | 区分 | 事業内容                                | 担当課     |
|-----|----------------|----|-------------------------------------|---------|
| 28  | 育児休業制度の周知・環境整備 | 継続 | 男女とも育児休業制度の周知を図り、併せて取得しやすい環境整備に努める。 | 産業労働政策課 |

### ② 誰もが子育てしやすい環境整備

| No. | 事業名                    | 区分 | 事業内容                                                                       | 担当課    |
|-----|------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 29  | ファミリー・サポート・センターの充実     | 継続 | 制度の周知を推進するとともに、提供会員の育成を図る。                                                 | こども希望課 |
| 30  | 延長保育・一時預かり・病後児保育等の充実   | 継続 | 延長保育・一時預かり・病後児保育等の各種保育サービスを充実させ、働きやすい環境を整備する。                              | こども希望課 |
| 31  | 子ども・子育て支援事業計画の周知・促進    | 継続 | 「子ども・子育て支援事業計画」の全市的な周知と定着の促進により、子育て支援の充実を図る。                               | こども政策課 |
| 32  | 子育て支援拠点等の充実            | 継続 | 乳幼児及びその保護者等が、相互に交流する場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行う。                          | こども政策課 |
| 33  | 託児サポーターへの登録促進          | 継続 | 託児サポーターの派遣需要に応えるため、託児サポーターへの登録を促進する。                                       | 教育政策課  |
| 34  | 託児サポーター派遣事業の利用促進       | 継続 | 託児サポーター派遣事業の利用を促進し、託児を必要とする保護者の学びの機会（講座等）を増やす。                             | 教育政策課  |
| 35  | 子育てに優しい事業所認定事業の普及、促進   | 継続 | 子育てと仕事の両立環境整備に取り組む事業所を認定し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る。                              | こども政策課 |
| 36  | 子育てと仕事の両立環境整備のための取組の促進 | 継続 | 子育てと仕事を両立する職場づくりを推進するため、社会保険労務士を派遣し制度の周知、啓発を図る。                            | こども政策課 |
| 37  | 放課後児童クラブの充実            | 継続 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等の安全・安心な生活の場を提供するとともに、活動の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援する。 | 教育政策課  |

## 基本的施策 9 仕事と介護の両立に向けた支援

家族介護者の負担の増大が社会全体で課題となっており、介護のために仕事を辞めなければならないことがないように支援していくことは重要です。

介護を地域社会全体で支援していくための相談や交流ができる拠点づくりとして地域包括支援センターの機能充実を進めていきます。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                                                      | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課              |
|-----|-----------------------------------------------------------|---------------|---------------|------------------|
| 5   | 厚生労働省ホームページの「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧に掲載された掛川市を所在地とする企業数【再掲】 | 0社            | 5社            | 産業労働政策課<br>企画政策課 |
| 25  | 介護のために仕事を辞めた家族・親族がいない割合                                   | 61.3%         | 65.0%         | 長寿推進課            |

### 具体的施策の方向

#### ① 介護休業制度等を利用しやすい環境整備

| No. | 事業名            | 区分 | 事業内容                                | 担当課     |
|-----|----------------|----|-------------------------------------|---------|
| 38  | 介護休業制度の周知・環境整備 | 継続 | 男女とも介護休業制度の周知を図り、併せて取得しやすい環境整備に努める。 | 産業労働政策課 |

#### ② 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

| No. | 事業名             | 区分 | 事業内容                                                                | 担当課                       |
|-----|-----------------|----|---------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 39  | 介護保険制度の周知・推進    | 継続 | 介護保険制度の周知を行い、男女共同参画の視点に基づく推進により介護者の負担軽減を図る。                         | 長寿推進課                     |
| 40  | 地域における介護支援の推進   | 継続 | ふくしあを中心に、地域包括支援センターや民生委員等と連携を深め、相談しやすい体制づくりに努めながら、地域における介護支援の促進を図る。 | 長寿推進課<br>地域包括ケア推進課<br>福祉課 |
| 41  | 地域包括支援センターの機能充実 | 継続 | 地域包括支援センターの機能を充実させる等、地域における介護支援を行う。                                 | 長寿推進課                     |

## 基本的施策10 男性の家庭、地域への参画促進

家庭生活においては、男性も女性も共に、家事・育児・介護・地域活動などに参画することは大切です。男性が主体的に家事や子育て、介護などへの参画を促進するため、男性も仕事と家事や子育て、介護、地域活動等を両立する必要があります。職場における長時間労働や休暇取得に対する意識改革を図ります。

また、男女が性別に関わらず様々な活動に参加しやすい方法を考えるとともに、啓発活動や講座を実施します。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                         | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課   |
|-----|------------------------------|---------------|---------------|-------|
| 26  | 子育て等の講座へ参加する男性の割合            | 15.0%         | 20.0%         | 健康医療課 |
| 27  | 生涯学習講座等男女共同参画の視点の男性向け啓発講座の開催 | 5回            | 7回            | 教育政策課 |

### 具体的施策の方向

#### ① 家事、育児、子育て、介護等における男性の主体的参画の促進

| No. | 事業名                         | 区分 | 事業内容                                                    | 担当課                      |
|-----|-----------------------------|----|---------------------------------------------------------|--------------------------|
| 42  | 家事・子育て・介護の社会的重要性の啓発と男性の参画推進 | 継続 | 家事・子育て・介護の社会的重要性について、様々な面から啓発を行い、併せて、男性の参画促進を積極的に呼びかける。 | 企画政策課<br>こども政策課<br>長寿推進課 |
| 43  | 父親・母親育成のための実践講座の開催          | 継続 | 初妊婦とその夫に対し、親になるための心得や赤ちゃんの扱い方に関する講習を行い、父親の育児参加を促す。      | 健康医療課                    |
| 44  | 男性に向けた講座の開催                 | 継続 | 男性に向けた講座等を開催し、男性に対する男女共同参画意識（家事参加等）の啓発を行う。              | 教育政策課                    |

### 基本目標 3 人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり

#### 基本的施策11 人権の尊重と多様な性のあり方に関する理解の促進

人には、年齢、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人ひとりに個性・特徴があります。「性」についても、性的指向や性自認など様々な性のあり方があります。

多様な性のあり方も踏まえた、人権についての基本的な内容を伝えることで、人それぞれの違いに理解を持てるよう、幼児施設・小中高等学校での人権教室の実施や啓発、学校教育を行っていきます。

また、市民を対象に、私たちの身近にある人権に関する題材を取り上げた人権講演会を実施することで、人権の尊重についての理解促進を図っていきます。

#### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標         | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課   |
|-----|--------------|---------------|---------------|-------|
| 28  | 人権教室の実施割合    | 8.2%          | 60.0%         | 福祉課   |
| 29  | LGBTQの言葉の認知度 | 65.8%         | 75.0%         | 企画政策課 |



## 具体的施策の方向

### ① 男女の人権に関する啓発活動の推進

| No. | 事業名                | 区分 | 事業内容                                     | 担当課 |
|-----|--------------------|----|------------------------------------------|-----|
| 45  | 人権尊重に関する学習機会の提供と啓発 | 継続 | 人権擁護委員活動や各学習機会を通じ、地域の中で男女の人権尊重に関する啓発を行う。 | 福祉課 |
| 46  | 人権講演会での啓発          | 継続 | 人権啓発に関する講演等、多様性と人権尊重に関する啓発事業を実施する。       | 福祉課 |

### ② L G B T Q への理解の促進

| No. | 事業名                       | 区分 | 事業内容                                                                     | 担当課   |
|-----|---------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| 47  | 多様な性のあり方に関する正確な理解の促進      | 継続 | 多様な性のあり方について学ぶ講座等を開催し、正しい知識を身につけ、理解促進を図る。                                | 企画政策課 |
| 48  | 学校教育における L G B T Q への理解促進 | 継続 | L G B T Q についての学習指導を行うとともに、児童生徒からの申し出に応じて、別室での着替えや、制服以外での登校など性の多様性に対応する。 | 学校教育課 |
| 49  | (仮称) 静岡県パートナーシップ宣誓制度の周知   | 新規 | 静岡県パートナーシップ宣誓制度の周知と社会的理解促進を図る。                                           | 企画政策課 |
| 50  | 性別記載の基本方針に基づく対応の実施        | 新規 | 性別記載の基本方針に基づき、公的書類の申請書等に対する性別記載欄の廃止または自由記載欄の設定等の対応を図る。                   | 企画政策課 |

## 基本的施策12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DVや性暴力、セクシュアルハラスメントなどは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図る必要があります。

DVには、殴ったりする「身体的暴力」だけではなく、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」などがあり、新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。

DV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生の防止、早期発見、相談事業の充実、市民への意識啓発を行うとともに、デートDVや性犯罪・性暴力被害から若年層を守るため、講座を実施していきます。

また、性別等に基づくハラスメントの防止に向けた情報発信や啓発を行います。

さらに、被害者の相談や支援を行うため、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係部局や関係機関との連携を図り、自立までを支援する体制を整備します。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                             | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課             |
|-----|----------------------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 30  | DV・性暴力の相談窓口の認知度                  | —             | 70%           | こども希望課<br>企画政策課 |
| 31  | デートDV講座の開催（中高校生向け）               | 0校            | 2校            | 企画政策課           |
| 32  | セクシュアルハラスメント防止のための情報提供の回数        | 0回            | 2回            | 企画政策課           |
| 33  | 女性相談の予約時から面接実施までの日数<br>(毎週火曜日実施) | 36日           | 14日           | 企画政策課           |

## 具体的施策の方向

### ① DVの根絶に向けた啓発と防止対策の推進

| No. | 事業名                                    | 区分 | 事業内容                                                        | 担当課             |
|-----|----------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------|-----------------|
| 51  | DVの理解促進と相談窓口の周知                        | 新規 | DVの正しい理解を促すとともに、DV相談窓口を広く周知する。                              | こども希望課<br>企画政策課 |
| 52  | 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に伴う意識啓発の実施 | 新規 | 女性に対する暴力をなくす運動期間等を通じ、パープルリボンを活用した啓発や情報提供を行う。                | 企画政策課           |
| 53  | 人権週間との連携啓発                             | 継続 | 人権週間と連携し、あらゆる暴力の根絶へ向けた啓発を図る。                                | 福祉課             |
| 54  | 高齢者虐待防止事業の構築                           | 継続 | 高齢者虐待防止マニュアルの作成や「掛川市やむを得ない事由による措置要綱」の規定により、高齢者虐待防止事業の構築を図る。 | 長寿推進課           |
| 55  | デートDV講座の実施                             | 継続 | 中学生及び高校生向けにデートDV講座を実施し、デートDVの未然防止を図る。                       | 企画政策課           |
| 56  | 小学校高学年及びその保護者等へのデートDV防止の啓発             | 新規 | 小学校高学年及びその保護者に対し、暴力を容認しない意識を育成するための情報提供を行う。                 | 企画政策課           |
| 57  | DVが子どもに及ぶ影響への理解の促進                     | 新規 | 面前DVが子どもへの虐待にあたることやDVが及ぶ影響について、正しい理解を深めるための啓発を行う。           | 企画政策課           |

### ② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発と防止対策の推進

| No. | 事業名                           | 区分 | 事業内容                                                       | 担当課            |
|-----|-------------------------------|----|------------------------------------------------------------|----------------|
| 58  | 静岡県性暴力被害者支援センターSORAの周知        | 新規 | 24時間365日相談受付ができる静岡県性暴力被害者支援センターの周知を図る。                     | 企画政策課<br>危機管理課 |
| 59  | 「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)に伴う意識啓発の実施 | 新規 | 「若年層の性暴力被害予防月間」を通じ、若年層のさまざまな性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知を行う。 | 企画政策課          |
| 60  | 生命(いのち)の安全教育の推進               | 新規 | 子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校において「生命(いのち)の安全教育」を実施する。     | 学校教育課          |

### ③ セクシュアルハラスメントの根絶に向けた啓発と防止対策の推進

| No. | 事業名                       | 区分 | 事業内容                                         | 担当課              |
|-----|---------------------------|----|----------------------------------------------|------------------|
| 27  | 事業所に対するハラスメント防止に関する啓発【再掲】 | 新規 | 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、事業者及び労働者に対する啓発を行う。 | 企画政策課<br>産業労働政策課 |
| 61  | セクシュアルハラスメント防止に向けた啓発や情報発信 | 新規 | ホームページや情報誌を活用し、ハラスメント防止に向けた啓発や情報発信を行う。       | 企画政策課            |

### ④ 相談から自立までの支援を支える体制の強化

| No. | 事業名         | 区分 | 事業内容                                                               | 担当課             |
|-----|-------------|----|--------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 62  | D V相談窓口の周知  | 継続 | DV相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境づくりを行う。                                       | こども希望課          |
| 63  | 相談事業の充実と周知  | 継続 | 家庭児童相談や女性相談等、各種相談事業の充実及び周知を行う。                                     | 企画政策課<br>こども希望課 |
| 64  | D V等被害者への対応 | 継続 | 関係各課、関係機関等と連携し、女性への暴力に関する早期発見、早期対応により、解決策に努めるとともに、被害者の適切な保護・救済を行う。 | こども希望課          |

## 基本的施策13 困難を抱えている人々への支援体制

すべての人が生き活きと幸せを感じながら暮らすことができるためには、貧困などの困難を抱えている方、ひとり親世帯、ひきこもりや障がいのある方、高齢者など、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要とされています。

特に、女性の非正規雇用の方は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う雇用状況の影響を受けており、就業状況が不安定となっています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、ひとり親家庭の世帯が増加しており、ひとり親家庭が自立して地域で生活できるよう就業支援や経済支援を行っていきます。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                             | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課     |
|-----|----------------------------------|---------------|---------------|---------|
| 34  | 高等職業訓練促進給付金等の支給者                 | 1人            | 2人            | こども希望課  |
| 35  | 子育て家族への経済的不安を軽減する制度が充実していると感じる割合 | 13.4%         | 18.0%         | こども希望課  |
| 36  | 障がいのある方が6カ月以上継続して就労している定着率       | 60.0%         | 66.0%         | 福祉課     |
| 37  | 若者サポートステーションかけがわ相談件数             | 1,235件        | 1,455件        | 産業労働政策課 |

## 具体的施策の方向

### ① ひとり親家庭の自立支援体制の充実

| No. | 事業名          | 区分 | 事業内容                                  | 担当課    |
|-----|--------------|----|---------------------------------------|--------|
| 65  | ひとり親家庭への自立支援 | 継続 | 相談対応により、家庭状況にそった経済的支援、就業支援、子育て支援等を行う。 | こども希望課 |

### ② さまざまな困難を抱えている人々への支援体制の充実

| No. | 事業名                        | 区分 | 事業内容                                                                                              | 担当課    |
|-----|----------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 66  | 子育てする貧困世帯等への支援             | 継続 | 子育てする貧困世帯等を適切なサービスにつなげ、関係機関との連携を図りながら早期発見・早期対応に努め、家庭状況にあわせた支援を行う。                                 | こども希望課 |
| 67  | 母子保健対策の充実                  | 継続 | 産前産後の保健指導や家庭訪問を充実する等、妊娠出産と子育て時期を通した女性の健康支援を行う。                                                    | 健康医療課  |
| 68  | ひきこもり支援（マイノリティを配慮した）居場所の設置 | 新規 | 社会的な居場所のない方やひきこもりがちな方の支援を行うため、居場所・相談スペースを設置し、週5日開設する。そのうち、性的マイノリティや生きづらさを感じている女性を対象とした日を週に1日設置する。 | 福祉課    |
| 69  | 障がいのある方への支援の充実             | 継続 | 障がいがある方の人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で、健やかで幸せな生活を送れるように支援者が連携し、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図る。                          | 福祉課    |
| 70  | 高齢者支援の充実                   | 継続 | 地域包括支援センターを活用し、地域における困難を抱える高齢者の支援を行う。                                                             | 長寿推進課  |

## 基本的施策14 生涯にわたる健康支援

性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要です。

女性は妊娠・出産期、また、男女がともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点も含め、正しい知識と理解の促進を図る啓発を行います。

生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識の啓発や、健康づくりへの支援を行っていきます。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標          | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課   |
|-----|---------------|---------------|---------------|-------|
| 38  | 胃がん検診の受診率     | 10.1%         | 11.0%         | 健康医療課 |
| 39  | 乳がん検診の受診率     | 18.1%         | 19.0%         | 健康医療課 |
| 40  | 子宮頸がん検診の受診率   | 30.1%         | 31.0%         | 健康医療課 |
| 41  | 学校における性教育の実施率 | 100%          | 100%          | 学校教育課 |
| 42  | 性教育講座の受講者数    | 0人            | 150人          | 健康医療課 |

## 具体的施策の方向

### ① 男女の生涯にわたる健康支援

| No. | 事業名                      | 区分 | 事業内容                                     | 担当課   |
|-----|--------------------------|----|------------------------------------------|-------|
| 71  | 健康教育・健康相談における意識啓発と問題への対応 | 継続 | 健康教育・健康相談において、性と生殖、健康に関する意識啓発と問題への対応を図る。 | 健康医療課 |
| 72  | 各種健康診査の充実                | 継続 | 各種健康診査を充実させ、各年代、性別に応じた健康支援を行う。           | 健康医療課 |

### ② 「性と生殖に関する健康と権利」についての意識の啓発

| No. | 事業名                      | 区分 | 事業内容                                     | 担当課   |
|-----|--------------------------|----|------------------------------------------|-------|
| 73  | 子どもの発達段階に応じた性教育の推進       | 継続 | 子どもの発達段階に応じた性教育を推進し、性に関する正しい理解を促す。       | 学校教育課 |
| 74  | 性感染症予防の啓発                | 継続 | パンフレットや各種講座を通じ、性感染症予防の啓発を行う。             | 健康医療課 |
| 75  | 家庭・社会などにおける性の尊重と正確な理解の促進 | 継続 | 様々な機会を通じ、家庭や社会などにおける性の尊重と理解の促進に関する啓発を行う。 | 健康医療課 |

## 基本的施策15 国際協調に基づく男女共同参画の推進

多様性を尊重した地域社会を築いていくことが男女共同参画社会の実現につながります。

国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、共に地域を支えていく仲間として、互いを認め合いながらまちづくりに参画する多文化共生社会の実現を目指しています。そのため、外国人市民がさまざまな行政サービスや災害時の情報を得られるよう対応が求められます。

外国人市民が地域社会へ参画するよう促すとともに、多言語での情報発信や外国人市民の多様な相談に対応できる体制を整備し、相互理解の促進を図ります。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                                   | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課   |
|-----|----------------------------------------|---------------|---------------|-------|
| 43  | 国際交流団体会員数及び在住外国人支援ボランティア数              | 766 人         | 940 人         | 企画政策課 |
| 44  | 国際交流事業の実施回数（インターナショナルフェア・国際姉妹都市交流事業など） | 1 回           | 7 回           | 企画政策課 |

## 具体的施策の方向

### ① 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

| No. | 事業名              | 区分 | 事業内容                                         | 担当課   |
|-----|------------------|----|----------------------------------------------|-------|
| 76  | 在住外国人に対する相談体制の整備 | 継続 | 外国人児童・生徒・保護者からの多様な相談に対応できる体制を整備し、相互理解の促進を図る。 | 企画政策課 |

### ② 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際理解の促進

| No. | 事業名              | 区分 | 事業内容                                                | 担当課   |
|-----|------------------|----|-----------------------------------------------------|-------|
| 77  | 国際交流活動事業の開催      | 継続 | 在住外国人と地域住民との多文化共生推進事業を開催し、気軽に参加しやすく、相互理解を深める場を提供する。 | 企画政策課 |
| 78  | 国際交流活動の推進        | 継続 | 国際理解を深めるため、国際姉妹都市等との交流活動への市民参加を促進する。                | 企画政策課 |
| 79  | A L T派遣事業による国際理解 | 継続 | A L Tによる授業や楽しい英語教室などによる国際交流を通じ、多様な価値観の理解の推進を図る。     | 学校教育課 |



## 基本目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実

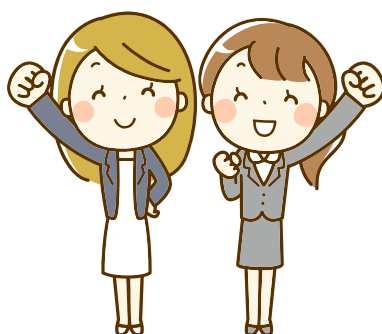
### 基本的施策16 市職員の男女共同参画の促進

掛川市において、男女共同参画社会を推進するためには、掛川市役所における男女共同参画の取り組みが重要となります。

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の更なる拡大に向けて、掛川市役所が模範となるよう、女性職員の管理職登用や男性職員の育児休業取得の促進など、積極的な取組を進めます。また、「掛川市特定事業主行動計画」の積極的な周知と推進に努めます。

#### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標             | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課 |
|-----|------------------|---------------|---------------|-----|
| 45  | 市職員の管理職における女性の割合 | 17.3%         | 24.0%         | 行政課 |
| 46  | 市職員の年次休暇の取得日数    | 9.2 日         | 10 日          | 行政課 |
| 47  | 市男性職員の育児休業取得率    | 5.3%          | 30.0%         | 行政課 |



## 具体的施策の方向

### ① 市役所における女性活躍の推進

| No. | 事業名                     | 区分 | 事業内容                                                        | 担当課 |
|-----|-------------------------|----|-------------------------------------------------------------|-----|
| 80  | 職員対象の男女共同参画研修会及び情報提供の実施 | 継続 | 全庁における各施策について、男女共同参画の視点に立った執行が行われるよう、職員対象の男女共同参画研修会を実施する。   | 行政課 |
| 81  | 管理職等への女性の積極的登用          | 継続 | 管理職等役職者への女性職員の意識的登用と候補者の育成を行う。                              | 行政課 |
| 82  | ハラスメント防止に関する庁内体制の整備     | 継続 | 庁内におけるハラスメント被害に関する相談窓口の開設など、ハラスメント防止に向けた職員意識の徹底と相談体制の整備を行う。 | 行政課 |

### ② 市職員のワーク・ライフ・バランスの実現

| No. | 事業名                 | 区分 | 事業内容                                                       | 担当課 |
|-----|---------------------|----|------------------------------------------------------------|-----|
| 83  | 特定事業主行動計画の全庁周知・促進   | 継続 | 庁内における「掛川市特定事業主行動計画」の積極的な周知と展開を図り、職場優先意識の改革、男性職員の育児参加等を促す。 | 行政課 |
| 84  | 育児休業・介護休業制度の周知・環境整備 | 継続 | 男女とも育児休業・介護休業制度の周知を図り、併せて取得しやすい環境整備に努める。                   | 行政課 |

## 基本的施策17 男女共同参画社会の啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現していく上で、大きな障害の一つとなっている性別に基づく固定的性別役割分担意識を人々の意識から無くしていくことは重要です。

男女共同参画を市民が正しく理解できるよう、男女共同参画のイベント・講座の開催や、情報誌の発行など、積極的に情報提供を行い、地域、学校、企業等と連携しながら、施策の推進を図ります。

### 【 成果指標 】

| No. | 成果指標                     | 現状値<br>(令和2年) | 目標値<br>(令和8年) | 担当課   |
|-----|--------------------------|---------------|---------------|-------|
| 48  | 男女共同参画に関する各種啓発講座や講演会の開催数 | 2回            | 3回            | 企画政策課 |
| 49  | 推進委員による出前講座開催数           | 1回            | 2回            | 企画政策課 |
| 50  | 企業との情報交換会の数              | 0回            | 1回            | 企画政策課 |



## 具体的施策の方向

### ① 男女共同参画に関する情報の提供

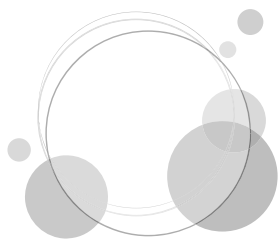
| No. | 事業名                            | 区分 | 事業内容                               | 担当課   |
|-----|--------------------------------|----|------------------------------------|-------|
| 85  | 男女共同参画に関する情報誌・意識啓発パンフレットの作成・配布 | 継続 | 市民への情報提供と意識啓発のため、情報誌（ゆめこらぼ）を発行する。  | 企画政策課 |
| 86  | 各種講座、講演会の開催                    | 継続 | 人権尊重や男女共同参画に関する各種啓発講座・講演会を開催する。    | 企画政策課 |
| 87  | 男女共同参画週間の周知                    | 継続 | 男女共同参画週間の周知を図り、男女共同意識の定着に努める。      | 企画政策課 |
| 88  | 男女共同参画推進に関する書籍・情報誌等の展示による啓発    | 継続 | 男女共同参画推進に関する書籍や情報誌等を設置し、市民への啓発を図る。 | 企画政策課 |

### ② 男女共同参画に関する調査・研究と推進

| No. | 事業名                   | 区分 | 事業内容                             | 担当課   |
|-----|-----------------------|----|----------------------------------|-------|
| 89  | 男女共同参画推進委員等による出前講座の実施 | 継続 | 男女共同参画推進委員等が地域等に出向いて出前講座を実施する。   | 企画政策課 |
| 90  | 男女共同参画市民意識調査の実施       | 継続 | 男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、推進状況の把握を行う。 | 企画政策課 |

### ③ 地域・企業・教育機関等の連携

| No. | 事業名             | 区分 | 事業内容                                                                                | 担当課              |
|-----|-----------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 91  | 自治会、市民団体等への啓発   | 継続 | 自治会、市民団体等に対し、固定的性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。                                              | 企画政策課            |
| 6   | 企業向け啓発活動の実施【再掲】 | 継続 | 事業主に対し、女性の採用拡大、女性の職域拡大や育成、正社員転換等を通じた女性の継続雇用、女性の管理職登用の拡大など、企業にとってのメリットを示しながら啓発活動を行う。 | 産業労働政策課<br>企画政策課 |



## 参考資料

### 1 関係法令

#### (1) 男女共同参画社会基本法

公布：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
施行：平成 11 年 6 月 23 日  
改正：平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号  
施行：平成 13 年 1 月 6 日  
改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号  
施行：平成 13 年 1 月 6 日前文

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条―第十二条）

##### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）

##### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による

差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べ

ること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。  
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。  
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

## 附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活

に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年

数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に

規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図

るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ

ればならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らして

はならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただ

し、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

（平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第

二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則

（令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の

施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (3) 静岡県男女共同参画推進条例

公布：平成13年7月24日

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条—第5条）

##### 第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条—第13条）

##### 第3章 静岡県男女共同参画会議（第14条—第16条）

##### 附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根深く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会

の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （県の責務）

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。（一部改正〔平成19年条例42号〕）

##### （県民の責務）

第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。

3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

##### （民間の団体の責務）

第5条 民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）。
- (2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

### （基本的施策）

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。
- (2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。
- (3) 県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。
- (5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。
- (6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。
- (7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。
- (8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。
- (9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策（一部改正〔平成19年条例42号〕）

### （基本計画の策定）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### （年次報告）

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### （広報活動）

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

### （男女共同参画の日）

第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、7月30日とする。

3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

### （苦情又は相談の申出の処理）

第11条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

### （民間の団体の協力）

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要

があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

（調査研究）

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

### 第3章 静岡県男女共同参画会議

（設置及び所掌事務）

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。
- （2） 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- （3） 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

（組織及び委員）

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第42号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (4) 掛川市男女共同参画条例

平成 18 年 3 月 24 日掛川市条例第 4 号

改正 平成 19 年 3 月 23 日掛川市条例第 10 号  
平成 22 年 3 月 31 日掛川市条例第 1 号  
平成 28 年 3 月 22 日掛川市条例第 15 号  
平成 29 年 3 月 22 日掛川市条例第 12 号  
平成 30 年 3 月 23 日掛川市条例第 3 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

#### 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本施策（第 11 条—第 15 条）

#### 第 3 章 男女共同参画審議会（第 16 条—第 21 条）

#### 第 4 章 雑則（第 22 条）

#### 附則

すべての人は、その性別にかかわらず、法の下に平等であり、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、個人として互いの人権が尊重されなければならない。

しかし、今もなお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在しており、社会活動における参画の機会や行動に制約を与えている状況があることも事実である。

一方、進み続ける少子高齢化、国際化及び経済活動の多様化等に見る社会情勢の大きな変化に向き合う中、男女が共に参画する社会の実現は、今後私たちが取り組むべき最重要課題である。

こうした現状を踏まえ、男女が互いの生き方を尊重し、豊かで住みよい活力ある地域社会を築いていくためには、様々な社会活動における女性の参画をより一層促進するとともに、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、誰もが対等な構成員として活動できる社会を実現することが重要である。

ここに掛川市は、男女が自らの意思によって、個性と能力を発揮することができ、共に責任を分かち合うとともに、あらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もが生き生きと幸せを感じながら暮らすことができる都市となるため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

#### （基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念の通り推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、かつ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、男女の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定について共に参画する機会が確保さ

れること。

(4) 男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動との両立ができること。

(5) 男女共同参画社会の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、すべての人がその推進について積極的に協力し合うこと。

(6) 性別に起因するあらゆる暴力が根絶され、男女が個人として平等に尊重されること。

(性別の尊重及び生涯にわたる健康への配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その他の施策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、市民、事業者その他の団体との協働を図るとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該機関における男性及び女性の委員の数を同数(当該機関の委員の定数が奇数である場合にあっては、男性及び女性の委員の数の差を1人)としなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業と家庭の両立を支援するため、就労に関する条件及び環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力行為並びにそれらを助長するような行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(行動計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第16条の掛川市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画推進委員)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策の実施のため必要があるときは、掛川市男女共同参画推進委員を置くことができる。

(情報提供及び広報活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、必要な情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第 15 条 市長は、男女共同参画推進施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱い等に関する苦情又は相談の申出があったときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第 16 条 行動計画その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、掛川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 17 条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 行動計画に関し、第 11 条第2項に規定する意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 男女共同参画推進施策の実施状況について、市長に意見を述べること。

(組織)

第 18 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体が推薦する者

3 委員は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満とならないように選任しなければならない。

4 市長は、第 2 項第 1 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 20 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 21 条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

### 第4章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日掛川市条例第 10 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日掛川市条例第 1 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日掛川市条例第 15 号）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在任する附属機関の委員については、その任期が満了するまでの間は、改正後の掛川市男女共同参画条例第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日掛川市条例第 12 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成30年3月23日掛川市条例第3号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 2 / 第4次掛川市男女共同参画行動計画 策定経過

| 開催年月日 | 会議等           | 内 容                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年度 | 11月～12月       | 男女共同参画に関する意識調査<br>・ 市民・事業所を対象としたアンケート調査                                                                                                                                                                                         |
| 令和3年度 | 4月30日～5月17日   | 男女共同参画推進施策の実施状況調査<br>・ 進捗状況の点検及び評価                                                                                                                                                                                              |
|       | 6月18日         | 第1回掛川市男女共同参画審議会・男女共同参画推進委員会・男女共同参画行動計画庁内策定委員会・作業部会合同会議<br>・ 令和2年度男女共同参画推進施策の実施状況について<br>・ 男女共同参画に関する意識調査結果について<br>・ 第4次掛川市男女共同参画行動計画策定について<br><br>・ 講話「男女共同参画社会の意義と計画策定のポイント」<br>講師 犬塚協太氏（静岡県立大学国際関係学部教授・掛川市男女共同参画行動計画策定アドバイザー） |
|       | 7月7日～7月15日    | 第3次掛川市男女共同参画行動計画に掲げる施策評価の実施調査<br>・ 第3次掛川市男女共同参画行動計画に掲げる施策の進捗管理及び評価等                                                                                                                                                             |
|       | 8月11日         | 第2回掛川市男女共同参画行動計画庁内策定委員会<br>・ 第3次掛川市男女共同参画行動計画 事業評価について<br>・ 第4次掛川市男女共同参画行動計画 施策体系の検討について                                                                                                                                        |
|       | 8月20日         | 第2回掛川市男女共同参画審議会<br>・ 事業評価について<br>・ 施策体系の検討について                                                                                                                                                                                  |
|       | 10月1日～10月8日   | 成果指標及び具体的事業の設定調査<br>・ 成果指標及び具体的事業の設定                                                                                                                                                                                            |
|       | 10月11日        | 第3回掛川市男女共同参画行動計画庁内策定委員会<br>・ 成果指標の検討について<br>・ 具体的事業の検討について                                                                                                                                                                      |
|       | 10月22日        | 第3回掛川市男女共同参画審議会（諮問）<br>・ 成果指標の検討について<br>・ 具体的事業の検討について                                                                                                                                                                          |
|       | 11月11日～11月18日 | 成果指標及び具体的事業の見直し調査<br>行動計画素案の修正調査<br>・ 男女共同参画審議会等での意見を踏まえた成果指標及び具体的事業の見直し<br>・ 行動計画素案の修正                                                                                                                                         |
|       | 11月22日        | 第4回掛川市男女共同参画行動計画庁内策定委員会<br>・ 計画素案の検討について                                                                                                                                                                                        |

| 開催年月日     |                 | 会議等                 | 内 容                                                                               |
|-----------|-----------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 令和<br>3年度 | 12月15日          | 第4回掛川市男女共同参画審議会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体系図の見直しについて</li> <li>・計画素案について</li> </ul> |
|           | 12月21日          | 部長会                 |                                                                                   |
|           | 1月6日            | 庁議                  |                                                                                   |
|           | 1月21日           | 市議会全員協議会            |                                                                                   |
|           | 1月21日～<br>2月21日 | パブリックコメント           |                                                                                   |
|           | 3月7日            | 第5回掛川市男女共同参画審議会（答申） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次掛川市男女共同参画行動計画（案）について</li> </ul>        |

### 3 令和3年度 掛川市男女共同参画審議会 委員名簿

(敬称略)

| N o | 職 名 | 氏 名    | 勤務先及び団体                  |
|-----|-----|--------|--------------------------|
| 1   | 会長  | 犬塚 協太  | 静岡県立大学国際関係学部国際関係学科教授     |
| 2   | 副会長 | 袴田 充子  | 掛川市立東山口小学校長              |
| 3   | 委員  | 菊地 邦宏  | 掛川警察署長                   |
| 4   | 委員  | 田宮 伸夫  | 区長会連合会 副会長               |
| 5   | 委員  | 守屋 輝年雄 | 南郷地区まちづくり協議会 会長          |
| 6   | 委員  | 渡辺 妙子  | S a f e t y F i r s t 静岡 |
| 7   | 委員  | 伊藤 陽子  | トム通信工業株式会社               |
| 8   | 委員  | 山下 みさお | 特定非営利活動法人 とうもんの会         |
| 9   | 委員  | 福田 智穂  | 掛川市健康づくり食生活推進協議会         |
| 10  | 委員  | 永田 怜   | 浜松にじいろ安場                 |

#### 4 令和3年度 掛川市男女共同参画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

| No | 職 名 | 氏 名     |
|----|-----|---------|
| 1  | 会長  | 村田 敬子   |
| 2  | 副会長 | 堀内 穰    |
| 3  | 委員  | 佐々木 真千子 |
| 4  | 委員  | 落合 翔太郎  |
| 5  | 委員  | 市村 孔元   |
| 6  | 委員  | 鈴木 映子   |

#### 5 掛川市男女共同参画行動計画策定アドバイザー

(敬称略)

| 氏 名   | 所属等                  |
|-------|----------------------|
| 犬塚 協太 | 静岡県立大学国際関係学部国際関係学科教授 |

## 6 掛川市男女共同参画行動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

| N o | 区 分  | 所 属            | 氏 名    |
|-----|------|----------------|--------|
| 1   | 委員長  | 理事兼企画政策部長      | 山本 博史  |
| 2   | 副委員長 | 企画政策課長         | 二村 浩幸  |
| 3   | 委員   | 理事兼総務部長        | 大石 良治  |
| 4   | 委員   | 行政課長           | 熊切 紀和  |
| 5   | 委員   | 協働環境部長         | 都築 良樹  |
| 6   | 委員   | 生涯学習協働推進課長     | 赤堀 純久  |
| 7   | 委員   | 健康福祉部長         | 大竹 紗代子 |
| 8   | 委員   | 福祉課長           | 沢崎 知加子 |
| 9   | 委員   | 健康福祉部参与兼健康医療課長 | 道田 佳浩  |
| 10  | 委員   | 長寿推進課長         | 山田 光宏  |
| 11  | 委員   | こども希望部長        | 原田 陽一  |
| 12  | 委員   | こども政策課長        | 大石 哲也  |
| 13  | 委員   | こども希望課長        | 高柳 由美  |
| 14  | 委員   | 産業経済部長         | 高柳 和正  |
| 15  | 委員   | 産業労働政策課長       | 溝口 尚美  |
| 16  | 委員   | 農林課長           | 高塚 茂樹  |
| 17  | 委員   | 危機管理監          | 戸塚 美樹  |
| 18  | 委員   | 危機管理課長         | 水野 正幸  |
| 19  | 委員   | 教育部長           | 山梨 実   |
| 20  | 委員   | 教育政策課長         | 尾崎 和宏  |
| 21  | 委員   | 学校教育課長         | 山田 英子  |
| 22  | 委員   | 図書館長           | 後藤 晶子  |

## 7 掛川市男女共同参画行動計画策定委員会 作業部会名簿

(敬称略)

| No | 所 属                             | 氏 名    |
|----|---------------------------------|--------|
| 1  | 行政課人事室人材育成係長                    | 岩倉 直樹  |
| 2  | 企画政策課地域創生戦略室経営戦略係長              | 湯澤 智美  |
| 3  | 生涯学習協働推進課協働推進係長                 | 片山 能志晴 |
| 4  | 生涯学習協働推進課自治活動支援係長               | 赤堀 和之  |
| 5  | 福祉課社会福祉係長                       | 柴田 敦司  |
| 6  | 健康医療課母子保健係長                     | 中山 亜里  |
| 7  | 健康医療課主幹兼成人保健係長                  | 原田 知子  |
| 8  | 長寿推進課主幹兼高齢者政策係長                 | 湯川 洋行  |
| 9  | こども政策課主幹兼こども政策係長                | 榛葉 博光  |
| 10 | こども希望課こども家庭総合支援室長<br>兼こども家庭相談係長 | 平川 歩   |
| 11 | 産業労働政策課創業・労政係長                  | 市川 義光  |
| 12 | 農林課農政係長                         | 曾田 彰彦  |
| 13 | 危機管理課防災対策係長                     | 杉山 浩   |
| 14 | 教育政策課社会教育室長兼社会教育係長              | 大石 博之  |
| 15 | 学校教育課主席指導主事兼指導係長                | 横井 和好  |
| 16 | 図書館主幹兼管理係長                      | 名倉 宏昭  |

## 8 事務局名簿

(敬称略)

| No | 職 名 | 氏 名    | 所 属                             |
|----|-----|--------|---------------------------------|
| 1  | 事務局 | 山本 博史  | 理事兼企画政策部長                       |
| 2  | 事務局 | 二村 浩幸  | 企画政策課長                          |
| 3  | 事務局 | 鈴木 千里  | 企画政策課 地域創生戦略室長<br>兼多文化共生・男女協働係長 |
| 4  | 事務局 | 佐藤 雄三  | 企画政策課 地域創生戦略室<br>多文化共生・男女協働係    |
| 5  | 事務局 | 青野 沙穂里 | 企画政策課 地域創生戦略室<br>多文化共生・男女協働係    |

## 9 男女共同参画に関する年表

|                  | 世界の動き                                                                                                                                           | 国の動き                                                                                                                                              | 静岡県の動き                                                                                                   | 掛川市の動き |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1975年<br>(昭和50年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標: 平等・発展・平和)</li> <li>第1回世界女性会議開催(メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」、「メキシコ宣言」採択</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国際婦人年にあたり夫人の社会的地位向上をはかる決議」採択</li> <li>総理府に婦人問題企画推進本部を設置、総理府婦人問題担当室業務開始</li> <li>婦人問題企画推進本部会議開催</li> </ul> |                                                                                                          |        |
| 1976年<br>(昭和51年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」開始(1976年~1985年)</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍法改正(離婚復氏制度)</li> </ul>                                                                                   |                                                                                                          |        |
| 1977年<br>(昭和52年) |                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働福祉課に婦人窓口を設置</li> </ul>                                          |        |
| 1979年<br>(昭和54年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>(第34回国連総会)「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>                                                                        |                                                                                                                                                   |                                                                                                          |        |
| 1980年<br>(昭和55年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2回世界女性会議開催(コペンハーゲン)</li> <li>「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>民法改正(配偶者の相続分)</li> <li>国際婦人の10年中間年全国会議</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境部に婦人対策室を設置</li> <li>婦人行政推進庁内連絡会議及び婦人行政推進市町村連絡会議を設置</li> </ul> |        |
| 1981年<br>(昭和56年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ILO第156号条約(家族的責任条約)」採択</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>                                                                                |                                                                                                          |        |
| 1983年<br>(昭和58年) |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境部に婦人青少年課を設置</li> </ul>                                        |        |
| 1984年<br>(昭和59年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年ESCAP地域政府間準備会議」開催</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国際法」「戸籍法」改正(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)</li> <li>「パートタイム労働対策要綱」制定</li> </ul>                               |                                                                                                          |        |
| 1985年<br>(昭和60年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3回世界女性会議開催(ナイロビ) …国際婦人の10年の成果を検討し、評価するための世界会議</li> <li>(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法の改正(専業主婦の基礎年金保障)</li> <li>「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>                              |                                                                                                          |        |
| 1986年<br>(昭和61年) |                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人のための静岡県計画」策定</li> <li>婦人問題推進会議を設置</li> </ul>                   |        |

|                  | 世界の動き                                                                                                                                                         | 国の動き                                                                                                                | 静岡県の動き                                                        | 掛川市の動き                         |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1987年<br>(昭和62年) |                                                                                                                                                               | ・「西暦 2000 年に向けて<br>の新国内行動計画」策定                                                                                      | ・生活環境部に婦人<br>課、労働部に就業婦<br>人室を設置                               |                                |
| 1988年<br>(昭和63年) |                                                                                                                                                               | ・女子差別撤廃条約実施状況<br>第1回報告提出<br>・「労働基準法」改正（週 40<br>時間制）                                                                 |                                                               | ・大須賀町女性団体連<br>絡協議会が発足          |
| 1989年<br>(平成元年)  | ・「児童の権利に関する<br>条約」採択                                                                                                                                          |                                                                                                                     |                                                               |                                |
| 1990年<br>(平成2年)  | ・国連婦人の地位委員<br>会拡大会議<br>・国連経済社会理事会<br>「婦人の地位向上の<br>ためのナイロビ将来<br>戦略に関する第1回<br>見直しと評価に伴う<br>勧告及び結論」採択                                                            |                                                                                                                     |                                                               |                                |
| 1991年<br>(平成3年)  |                                                                                                                                                               | ・「西暦 2000 年に向けて<br>の新国内行動計画」改訂<br>（第1次改訂）                                                                           | ・「婦人のための静岡<br>県計画（修正計画）」<br>策定                                |                                |
| 1992年<br>(平成4年)  |                                                                                                                                                               | ・「育児休業法」公布<br>・「介護休業制度等に関する<br>ガイドライン」策定<br>・婦人問題担当大臣を設置                                                            |                                                               |                                |
| 1993年<br>(平成5年)  | ・「国連世界人権会議ウ<br>ィーン宣言」採択<br>・「女性に対する暴力の<br>撤廃に関する宣言」<br>採択                                                                                                     | ・「短時間労働者の雇用管理<br>の改善に関する法律」（パ<br>ートタイム労働法）公布・<br>施行<br>・「男女共同参画社会づく<br>りに関する推進体制の整備<br>について」決定                      | ・静岡県女性総合セン<br>ター“あざれあ”が<br>開館                                 | ・掛川市女性行動計<br>画（仮称）策定準備<br>会を設置 |
| 1994年<br>(平成6年)  | ・ILO総会（パートタ<br>イム労働に関する条<br>約）採択<br>・「開発と女性」に関<br>する第2回アジア・太<br>平洋大臣会議<br>・「アジア・太平洋にお<br>ける女性の地位向上<br>のためのジャカルタ<br>宣言」採択<br>・国際人口・開発会議で<br>「行動計画」を採択<br>（カイロ） | ・総理府に男女共同参画室、<br>男女共同参画審議会設置<br>（政令）<br>・内閣に男女共同参画推進<br>本部設置<br>・女子差別撤廃条約実施状<br>況第2回・3回報告提出<br>・「児童の権利に関する条<br>約」批准 | ・婦人問題推進会議を<br>女性問題推進会議に、<br>婦人課を女性政策課に、<br>就業婦人室を就業女性室に改<br>組 | ・「掛川女性キラリに<br>っこりプラン」策<br>定    |
| 1995年<br>(平成7年)  | ・第4回世界女性会議<br>ー平等、開発、平和の<br>ための行動ー（NG<br>Oフォーラム）を開<br>催（北京）<br>・「北京宣言及び行動綱<br>領」採択                                                                            | ・「育児休業法」改正（介護<br>休業制度の法制化）、公布<br>・「ILO156号条約（家族<br>的責任条約）」批准                                                        |                                                               |                                |

|                  | 世界の動き                                                                                            | 国の動き                                                                                                                                                                                                                                                   | 静岡県の動き                                                                              | 掛川市の動き                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1996年<br>(平成8年)  |                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「母体保護法」公布・施行</li> <li>・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>・「男女共同参画 2000 年プラン」策定</li> </ul>                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女が共に創るしずおかプラン」策定</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員長に女性が就任（大東町）</li> </ul>                                         |
| 1997年<br>(平成9年)  |                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置（法律）</li> <li>・「労働基準法」改定（女子保護規定撤廃）</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）</li> <li>・「育児・介護休業法」改正（深夜業制限）</li> <li>・「介護保険法」公布</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女が共に創るしずおかプラン推進計画アクションプログラム」策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のつどい」を開催（大東町）</li> <li>・企画課に女性政策係を設置（大須賀町）</li> </ul>            |
| 1998年<br>(平成10年) |                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法―男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり―」答申</li> </ul>                                                                                                                                                  |                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀町男女共同社会づくり推進委員会（庁内）、大須賀町男女共同参画社会づくり行動計画（仮称）策定委員会を設置</li> </ul>   |
| 1999年<br>(平成11年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ESCAPハイレベル政府間会議開催</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布、施行</li> </ul>                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画都市宣言」（大須賀町）</li> <li>・「未来おおすか〜人と人をつなぐハートフルプラン〜」策定</li> </ul> |
| 2000年<br>(平成12年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性 2000 年会議」を開催、「政治宣言」「成果文書」採択（ニューヨーク）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</li> <li>・「国の審議会等における女性委員の登用について」決定</li> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方―21 世紀の最重要課題―」答申</li> <li>・「男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行</li> </ul> |                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性政策推進委員会が発足（大東町）</li> <li>・地区女性の会が発足（大東町）</li> </ul>               |

|                  | 世界の動き                                                                                    | 国の動き                                                                                                                                                                                                                                          | 静岡県の動き                                                                                                                  | 掛川市の動き                                                                                                   |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2001年<br>(平成13年) |                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画局設置</li> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行</li> <li>・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」決定</li> <li>・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> <li>・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「静岡県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・静岡県男女共同参画会議を設置</li> </ul>                           |                                                                                                          |
| 2002年<br>(平成14年) |                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置</li> </ul>                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センターを設置</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大東町男女共同参画推進委員会が発足</li> </ul>                                     |
| 2003年<br>(平成15年) |                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告提出</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「静岡県男女共同参画基本計画～ハーモニックス2010」策定</li> <li>・静岡県女性総合センターを静岡県男女共同参画センターに改称</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「キラリ大東一輝く男女（ひと）づくりプラン」策定</li> </ul>                              |
| 2004年<br>(平成16年) |                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>                                                                         |                                                                                                                         |                                                                                                          |
| 2005年<br>(平成17年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会／（北京＋10）世界閣僚級会合（ニューヨーク）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申</li> <li>・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申</li> <li>・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>                                             |                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川市、大東町、大須賀町が合併し新「掛川市」が誕生。</li> <li>・企画調整課に男女共同参画係を設置</li> </ul> |

|                  | 世界の動き                                                                                                                         | 国の動き                                                                                                                                                                                                                         | 静岡県の動き                                                                                                   | 掛川市の動き                                                                                         |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2006年<br>(平成18年) |                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止）</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂</li> <li>・「国の審議会等における女性委員の登用について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> </ul>                                  |                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「掛川市男女共同参画条例」施行</li> <li>・「掛川市男女共同参画行動計画」策定</li> </ul> |
| 2007年<br>(平成19年) |                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律（パートタイム労働法）改正</li> <li>・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「静岡県男女共同参画基本計画 ハーモニックスすおか2010 後期実践プラン」策定</li> </ul>              |                                                                                                |
| 2008年<br>(平成20年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会に「性的指向・性自認に関する声明」を提出</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出</li> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島田市による県内初の男女共同参画都市宣言</li> </ul>                                  |                                                                                                |
| 2009年<br>(平成21年) |                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法改正</li> <li>・男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表</li> </ul>                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士市男女共同参画都市宣言</li> </ul>                                         |                                                                                                |
| 2010年<br>(平成22年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しずおか次世代育成プラン後期計画」策定</li> <li>・「男女共同参画室」を「男女共同参画課」に改編</li> </ul> |                                                                                                |
| 2011年<br>(平成23年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）正式発足</li> <li>・第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次掛川市男女共同参画行動計画」策定</li> </ul>                        |

|                  | 世界の動き                                                                                              | 国の動き                                                                                                                                                                                                         | 静岡県の動き                                                                                                                              | 掛川市の動き                                                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2012年<br>(平成24年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行</li> <li>「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定</li> </ul>                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議設置</li> <li>男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」運用開始</li> </ul>                        |                                                                                                 |
| 2013年<br>(平成25年) |                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>若者・女性活躍推進フォーラムの提言</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> </ul>                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画の視点からの防災手引書（本冊）・ダイジェスト版」発行</li> </ul>                                                 |                                                                                                 |
| 2014年<br>(平成26年) |                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正</li> </ul>                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次静岡県男女共同参画基本計画第2期実践計画」策定</li> </ul>                                                       |                                                                                                 |
| 2015年<br>(平成27年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第59回国連婦人の地位委員会／「北京+20」記念会合</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（一般・事業主行動計画の策定及び公表等）</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ふじのくに輝く女性人財データバンク」の構築</li> <li>「しずおか女性活躍先進企業サミット」の開催</li> <li>「ふじのくに女性活躍応援会議」の発足</li> </ul> |                                                                                                 |
| 2016年<br>(平成28年) |                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法等改正（介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等）</li> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行</li> <li>女子差別撤廃条約実施状況報告審議（第7回・第8回）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ふじのくに女性活躍応援会議ホームページ」の構築</li> <li>「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の策定</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「掛川市男女共同参画条例」改正</li> <li>「第3次掛川市男女共同参画行動計画」策定</li> </ul> |
| 2017年<br>(平成29年) |                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」の策定</li> </ul>                                                     |                                                                                                 |
| 2018年<br>(平成30年) |                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行</li> </ul>                                                                                                                              |                                                                                                                                     |                                                                                                 |
| 2019年<br>(令和元年)  |                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正</li> <li>女性活躍推進法の一部改正</li> <li>「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>                                                                    |                                                                                                                                     |                                                                                                 |

|                 | 世界の動き                                                               | 国の動き                                                                                     | 静岡県の動き                                                                                                                   | 掛川市の動き                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 2020年<br>(令和2年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力対策強化方針</li> <li>「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画課において「性の多様性への県民理解の促進」に関することを新たに所管</li> <li>「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「公的書類における性別記載の基本方針」の策定</li> </ul> |
| 2021年<br>(令和3年) |                                                                     |                                                                                          |                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第4次掛川市男女共同参画行動計画」策定</li> </ul>   |

## 10 用語解説一覧

### 【あ行】

#### アンコンシャス・バイアス

自分自身は気付いていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、誰もが持っているものです。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れます。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれます。バイアスの対象は性別、人種、年齢などさまざまであり、例えば「女性は料理が得意」「受付業務は女性」などのアンコンシャス・バイアスのほか、職場においても「雑用は若手の仕事と決まっている」「定時で帰る社員はやる気がない」など無意識の「思い込み」「決めつけ」「押しつけ」により、周囲に悪影響を与える恐れがあります。自分の持つアンコンシャス・バイアスに気づき、それが周囲にどのような影響を与えているかを自覚することが重要とされます。

#### 育児休業・介護休業制度

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的に制定された「育児・介護休業法」に定める制度です。

#### A L T (Assistant Language Teacher)

外国語教育で、会話の指導などにあたる外国人補助教員のことをいいます。

#### SDGs (エスディージーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの。

#### LGBTQ

「LGBTQ」は、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（男性を好きになる男性）、バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（こころと身体の性が一致しない人等）、クエスチョニング（性自認と性的指向が決まっていない人）の頭文字を取った、性的マイノリティの総称の一つ。

#### えるぼし

女性活躍推進法に基づく認定制度。一定の認定基準を満たし、女性の活躍を推進している状況が優良だと認定された企業が取得できます。えるぼし認定を取得した企業は「女性がライフイベントの変化を迎えても働きやすい」「男女関係なく活躍できる」という認知度が高まり、女性の注目を集めています。

## M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみますと、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

## エンパワーメント

「力をつけること」と直訳されます。政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念です。

## 【か行】

### くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

## 固定的性別役割分担意識（固定的な性別役割分担意識）

「男は仕事、女は家庭」というような、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれています。

## 【さ行】

### ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別をジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）と呼びます。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

## 就業率

15歳以上の人口に占める完全失業者を含まない就業者の割合。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。昭和54年（1979年）の第34回国連総会において採択され、昭和56年（1981年）に発効。日本は昭和60年（1985年）に批准。

## 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を深めるため、内閣府が制定したシンボルマーク。女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

## **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

## **性自認**

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもあります。

## **性的指向**

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指します。

## **性的マイノリティ**

「性的少数者」のことです。

## **性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）**

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口／開発会議において提唱された概念。性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、「人間の生殖システム、その機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、すべてのカップルと個人が自分達の子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利です。

## **セクシュアルハラスメント（セクハラ）**

性的な嫌がらせのことをいいます。人権侵害の一つとして、職場に限らず学校や地域社会等において問題になっています。職務上の地位を利用した性的な言動や要求が行われるものや、その性的な言動によって職場環境などが不快なものとなり、働く上で支障が生じるものなどがあります。

## **【た行】**

## **ダイバーシティ**

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

## **男女共同参画社会**

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます。

## 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から設けられた週間で6月23日から6月29日までの1週間をいいます。

## 地域包括支援センター

高齢者の方々が住み慣れた地域で生活が維持できるよう、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などの専門職員が、さまざまな面から総合的に支援したり、高齢者の権利擁護や虐待防止などの総合相談等を行います。

## デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれます。

## テレワーク

テレワークとは、「テレ＝離れたところで・ワーク＝仕事をする」という意味の言葉で、自宅などオフィスから離れた場所で、パソコン等を使って仕事をするをいいます。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violenceの略称。一般的に夫や恋人など親密な関係にある男女間の肉体的・精神的・経済的・性的暴力のことをいいます。

## 【は行】

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。※平成13年4月13日公布・10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）

### パートナーシップ宣誓制度

性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルの二人が、その関係性を首長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すことを目的として各自治体が導入している制度。

### パープルリボン

女性に対する暴力根絶運動の国際的なシンボル。一人でも多くの人が暴力や虐待に対し関心を持つことや、現在暴力を受けている人が勇気を持てるように、という願いが込められています。

### パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。平成17年6月の行政手続法の改正で新設されました。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出します。

## **パワーハラスメント**

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

## **ファミリー・サポート・センター**

就労などの社会参加と子育てとの両立を図るとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりを支援するため、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をする方（提供会員）が会員となり、会員同士が育児の一時的・短期的な相互活動を行う制度です。

## **北京宣言及び行動綱領**

平成7年（1995年）の第4回世界女性会議において採択されました。男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性の地位向上とエンパワメントを達成するために優先的に取り組むべき12の課題を明記しました。

## **ポジティブ・アクション**

雇用や教育の場で、男女のいずれかが一方に対して、一定の登用枠を設けるなど、性別格差解消のための積極的改善措置政策のことをいいます。

## **母性健康管理指導事項連絡カード**

医師等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊婦が事業主へ明確に伝えるためのカードです。このカードを提出することにより、その記入内容に従い、時差通勤や休憩時間の延長等の措置が講じられます。

## **【や行】**

### **（性別による固定的な）役割分担意識**

「男は仕事、女は家事・育児」などの男女観に代表されるように、性別によって役割や能力、活動する分野を決め、それを分担するのが当然、あるいは自然だとする固定概念をいい、その時代や地域の慣習・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結びついています。

## **要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成されます。

## 【ら行】

### ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く人が仕事上の責任を果たそうとする時、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければいけないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。この「生活」の中には、子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習等の幅広い活動が含まれます。

---

## 第4次掛川市 男女共同参画行動計画

令和4年3月

発行：掛川市 企画政策部 企画政策課

〒436-8650

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

TEL:0537-21-1127 FAX:0537-21-1167

ホームページ：<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/>

---